

養成施設における指定基準等の遵守状況に関する調査
－医療・福祉・生活衛生分野を対象として－

結果報告書

平成 26 年 9 月

北海道管区行政評価局

前 書 き

看護師、介護福祉士や保育士、食品衛生管理者等の医療、福祉及び生活衛生分野のサービスを提供する人材の養成・確保は、人口減少・少子高齢社会や多様化・高度化するニーズに対応する上での課題であり、これらの分野の人材を養成している養成施設、養成所、養成機関（本報告書では「養成施設」という。）の役割はますます重要となっている。

養成施設の設置者は、厚生労働省の各地方厚生局から指定を受け、関係法令で定められている施設基準、教員の資格要件、授業時間数等の基準（本報告書では「指定基準等」という。）を遵守する必要がある。

この養成施設の指定・監督等に関する地方厚生局の権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）において、都道府県に移譲される政府方針が決定され、第 186 回通常国会において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）が成立している。これにより、一部の養成施設を除き、養成施設の指定・監督等に関する地方厚生局の権限が、平成 27 年 4 月 1 日から都道府県へ移譲されることとなっている。

厚生労働省北海道厚生局が所管する道内の医療、福祉及び生活衛生分野の各種養成施設は、平成 26 年 4 月 1 日現在において、231 施設（29 資格、288 課程）あり、その単年度の入学定員は 1 万 7,344 人となっている。北海道厚生局は、養成施設における指定基準等の遵守について、養成施設に対して実地に指導調査を行うとともに、自己点検等の養成施設自らによる取組を促している。また、同局は、平成 24 年度から、指導調査の対象施設数を減少させているが、より詳細に指導調査を行うために、1 施設当たりの調査担当者数及び調査日数を増やしていることから、指導調査における改善指導の件数は減少していない。

このようなことから、国から都道府県への権限移譲の前に、各種養成施設における指定基準等の遵守の一層の徹底を図るため、自主的な点検等の充実方策や課題の有無を明らかにすることは有効であると考えられる。

この調査は、医療、福祉及び生活衛生分野の養成施設の適正な運営の一層の確保を図る観点から、養成施設に対する指導等の実施状況、養成施設における指定基準等の遵守状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

| | (頁) |
|--------------------------------------|-----|
| 第1 調査の目的等 | 1 |
| 第2 調査結果 | 4 |
| 1 指定基準等の遵守の徹底 | 4 |
| (1) 養成施設における指定基準等の理解、認識の浸透 | 4 |
| (2) 自己点検の励行 | 7 |
| 2 入所定員の充足状況の把握等 | 38 |

目 次

(頁)

1 指定基準等の遵守の徹底

(1) 養成施設における指定基準等の理解、認識の浸透

| | |
|---|----|
| 図表 1－(1)－① 養成施設に係る制度の概要 | 10 |
| 図表 1－(1)－② 道厚生局管内の資格ごとの養成施設数及び課程数（平成 26 年 4 月 1 日現在） | 10 |
| 図表 1－(1)－③ 道厚生局管内の養成施設数等の推移 | 11 |
| 図表 1－(1)－④ 道厚生局における定期報告の受理実績 | 11 |
| 図表 1－(1)－⑤ 道厚生局管内の指定件数、変更承認件数等の推移 | 11 |
| 図表 1－(1)－⑥ 道厚生局の指導調査の実績 | 11 |
| 図表 1－(1)－⑦ 道厚生局が実施する指導調査の概要(平成 25 年度の例) | 12 |
| 図表 1－(1)－⑧ 養成施設に対する指定・監督等の権限が都道府県へ移譲される資格 | 13 |
| 図表 1－(1)－⑨ 当局が調査対象とした資格 | 13 |
| 事例 1－(1)－ア－① 学則に関する事例表① | 14 |
| 事例 1 学則の規定内容が実態と異なっている（はり師・きゅう師） | 14 |
| 事例 2 学則の規定内容が実態と異なっている（歯科衛生士） | 14 |
| 事例 3 学則の規定内容が実態と異なっている（歯科衛生士） | 14 |
| 事例 4 学則の規定内容が実態と異なっている（歯科衛生士） | 14 |
| 事例 5 学則の規定内容が実態と異なっている（理容師） | 14 |
| 事例 6 学則の規定内容が実態と異なっている（製菓衛生師） | 15 |
| 事例 1－(1)－ア－② 学則に関する事例表② | 16 |
| 事例 7 学則の規定を変更しているにもかかわらず、道厚生局に変更届を提出していない（歯科衛生士） | 16 |
| 事例 8 学則の規定を変更しているにもかかわらず、道厚生局に変更届を提出していない（理容師） | 16 |
| 事例 1－(1)－ア－③ 学則に関する事例表③ | 17 |
| 事例 9 学則と異なる内容を入学案内等で周知している（理容師） | 17 |
| 事例 10 学則と異なる内容を入学案内等で周知している（製菓衛生師） | 17 |
| 事例 1－(1)－ア－④ 学則に関する事例表④ | 18 |
| 事例 11 関係法令の改正により、学則に定めている入所資格の変更が必要であるにもかかわらず、変更していない（はり師・きゅう師） | 18 |
| 事例 12 関係法令の改正により、学則に定めている入所資格の変更が必要であるにもかかわらず、変更していない（歯科衛生士） | 18 |
| 事例 13 関係法令の改正により、学則に定めている入所資格の変更が必要であるにもかかわらず、変更していない（理容師） | 18 |
| 事例 1－(1)－ア－⑤ 学則に関する事例表⑤ | 18 |
| 事例 14 学則に定めなければならない事項を学則に定めていない（介護福祉士） | 18 |

| | | |
|----------------------|--|----|
| 事例 15 | 学則に定めなければならない事項を学則に定めていない(介護福祉士)..... | 19 |
| 事例 16 | 学則に定めなければならない事項を学則に定めていない(介護福祉士)..... | 19 |
| 事例 17 | 学則に定めなければならない事項を学則に定めていない(介護福祉士)..... | 19 |
| 事例 1 - (1) - イ - (ア) | 教員の資格に関する事例表 | 19 |
| 事例 18 | 年間 15 回の授業のうち 4 回を教員以外の外部の者に行わせている(介護福祉士)..... | 19 |
| 事例 19 | 授業を担当するために必要な講習を修了していない者を教員として選任している(介護福祉士)..... | 20 |
| 事例 20 | 要件を満たしていない者を教務主任として選任している(介護福祉士)..... | 20 |
| 事例 21 | 教科目の担当として必要な資格を有する教員を配置していない(社会福祉士) | 20 |
| 事例 22 | 学校長としての資格要件を確認していない(はり師・きゅう師)..... | 20 |
| 事例 1 - (1) - イ - (イ) | 教員の変更届に関する事例表 | 21 |
| 事例 23 | 教員に関する必要な変更届を提出していない(介護福祉士)..... | 21 |
| 事例 24 | 教員に関する必要な変更届を提出していない(介護福祉士)..... | 21 |
| 事例 25 | 教員に関する必要な変更届を提出していない(理容師) | 21 |
| 事例 26 | 教員に関する必要な変更届を提出していない(製菓衛生師)..... | 21 |
| 事例 1 - (1) - イ - (ロ) | 通信課程の教員に関する事例表 | 22 |
| 事例 27 | 通信課程に必要な添削指導教員を配置していない(理容師)..... | 22 |
| 事例 1 - (1) - イ - (ハ) | 教員の資格要件の証明書類等に関する事例表 | 22 |
| 事例 28 | 教員の資格要件を証明する書類等を徴していない(歯科衛生士)..... | 22 |
| 事例 29 | 専任教員の資格要件を証明する書類を徴していない(看護師)..... | 22 |
| 事例 30 | 専任教員の資格要件を証明する書類を徴していない(介護福祉士)..... | 22 |
| 事例 31 | 専任教員以外の教員の資格要件を証明する書類等を徴していない(介護福祉士)..... | 23 |
| 事例 32 | 教員の資格要件を証明する書類を徴していない(食品衛生管理者・食品衛生監視員)..... | 23 |
| 事例 33 | 非常勤教員の資格要件を証明する書類を保管していない(保育士)..... | 23 |
| 事例 1 - (1) - ウ | 生徒の入所資格に関する事例表..... | 24 |
| 事例 34 | 入所資格に係る審査が適切でないため、入所に必要な資格要件(実務経験年数)を誤認して入所させていた(社会福祉士)..... | 24 |
| 事例 35 | 生徒から資格確認資料(高等学校の卒業証明書等)を徴していない又は保存していない(介護福祉士)..... | 24 |
| 事例 36 | 生徒から資格確認資料(高等学校の卒業証明書等)を徴していない又は保存していない(介護福祉士)..... | 24 |
| 事例 37 | 生徒から資格確認資料(高等学校の卒業証明書等)を徴していない(介護福祉士)..... | 25 |
| 事例 38 | 生徒から徴した資格確認資料(高等学校の卒業証明書等)を確実に保存していない(介護福祉士)..... | 25 |

| | | |
|----------------------|--|----|
| 事例 39 | 生徒から資格確認資料（高等学校の卒業証明書等）を徴していない又は保存していない（保育士） | 25 |
| 事例 1 - (1) - エ - (7) | 授業や試験の実施方法等に関する事例表 | 25 |
| 事例 40 | 講義形式の授業にシラバス（授業計画）で定めていない演習行事への出席を組み入れるなど授業の管理が適切でないため、年間の授業回数が年度やクラスによって相違している（介護福祉士） | 25 |
| 事例 41 | 本試験の合格者よりも追試験の合格者の方が高い成績となっている（理容師） | 26 |
| 事例 42 | 指定基準等を満たしていない合格基準により成績評価を行っている（製菓衛生師） | 27 |
| 事例 43 | 公欠とする規定のない学校行事への参加を公欠としている（製菓衛生師） | 27 |
| 事例 44 | 授業記録が適切でないため適正に授業が行われているかを確認できない（歯科衛生士） | 27 |
| 事例 1 - (1) - エ - (イ) | 補講に関する事例表 | 28 |
| 事例 45 | 休講となった2回の授業に代わる補講が1回しか実施されていない（食品衛生管理者・食品衛生監視員） | 28 |
| 事例 46 | 履修時間数が不足している生徒に対する補講時間数が不足している（介護福祉士） | 28 |
| 事例 47 | 全校生徒が参加する体育行事の練習への参加を休講となった授業（演習）の補講に充てており、補講内容が適切ではない（介護福祉士） | 28 |
| 事例 48 | 当該教科目を履修する全校生徒が参加する行事への参加を自習となった授業（講義）の補講に充てており、補講内容が適切ではない（介護福祉士） | 29 |
| 事例 49 | 履修時間数が不足している生徒に対する補講内容（実施時間数及び実施内容）が記録されていない（介護福祉士） | 29 |
| 事例 50 | 履修時間数が不足している生徒に対する補講内容（実施時間数、実施内容等）が記録されていない（保育士） | 29 |
| 事例 1 - (1) - オ | 実習に関する事例表 | 30 |
| 事例 51 | 実習を指導するために必要な研修を修了していない者が実習指導者として生徒の指導、評価に当たっている（介護福祉士） | 30 |
| 事例 52 | 道厚生局に変更届が提出されていない者が実習指導者として生徒の指導及び評価に当たっている（介護福祉士） | 31 |
| 事例 53 | 道厚生局に変更届が提出されていない者が実習指導者として生徒の指導及び評価に当たっている（介護福祉士） | 31 |
| 事例 54 | 道厚生局に変更届が提出されていない者が実習指導者として生徒の指導及び評価に当たっている（社会福祉士） | 31 |
| 事例 1 - (1) - カ | 施設・設備に関する事例表 | 32 |
| 事例 55 | 実習用機械器具及び校舎等の現況に関する変更届を提出していない（食品衛生管理者・食品衛生監視員） | 32 |

| | | |
|------------------------|---|----|
| 事例 56 | 約 7 年間、専門図書を新規に購入していない (介護福祉士) | 32 |
| 事例 1 - (1) - キ | 情報開示に関する事例表 | 33 |
| 事例 57 | 開示すべき情報が開示されていない (介護福祉士) | 33 |
| 事例 58 | 開示すべき情報が開示又は更新されていない (介護福祉士) | 33 |
| 事例 59 | 開示すべき情報が開示されていない (介護福祉士) | 33 |
| 事例 60 | 開示すべき情報が開示又は更新されていない (介護福祉士) | 33 |
| 事例 1 - (1) - ク | 事務処理が適切でないものに関する事例表 | 34 |
| 事例 61 | 5 年連続で定期報告を期限内に報告していない (介護福祉士) | 34 |
| 事例 62 | 生徒の出席簿に記載漏れがある (介護福祉士) | 34 |
| 事例 63 | 生徒の出席簿や校務日誌に記載誤り、記載漏れがある (介護福祉士) | 34 |
| 事例 64 | 健康診断結果を徴していない生徒がいる (社会福祉士) | 34 |
| 事例 65 | 生徒に係る実務経験証明書の記入年月日が記入されていない (社会福祉士) | 35 |
| 事例 66 | 教員の出勤簿に押印漏れがある (はり師・きゅう師) | 35 |
| 事例 67 | 教員の出勤簿に押印漏れがある (介護福祉士) | 35 |
| 事例 68 | 教員の出勤簿に押印漏れ等がある (介護福祉士) | 35 |
| (2) 自己点検の励行 | | |
| 図表 1 - (2) - ① | 道厚生局が開催した説明会の概要 | 36 |
| 図表 1 - (2) - ② | 調査対象養成施設における自己点検の実施状況等 | 36 |
| 2 入所定員の充足状況の把握等 | | |
| 図表 2 - ① | 指定基準等における入所定員に関する規定状況 (調査対象養成施設に係る資格関係) | 39 |
| 図表 2 - ② | 調査対象養成施設における入所定員の充足状況 | 40 |

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、医療・福祉・生活衛生分野の養成施設の適正な運営の一層の確保を図る観点から、養成施設に対する指導等の実施状況、養成施設における指定基準等の遵守状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

北海道厚生局

(2) 関連調査等対象機関

北海道、養成施設（12施設 22課程）

(注) 調査対象とした養成施設については、i) 医療、福祉及び生活衛生の3分野からそれぞれ1施設以上、ii) 過去3年以上、北海道厚生局の指導調査を受けていない施設、iii) 地域性等について総合的に勘案して選定した。

3 担当部局

北海道管区行政評価局第一部第一評価監視官

4 実施時期

平成26年4月～8月

【本報告書における略称等】

1 指定基準等の略称について

各資格それぞれについて、関係法令等によって養成施設の施設基準、教員の資格要件、授業時間数等の基準が定められており、本報告書では、これらの関係法令等を個別に引用する場合は、下表の略称を用いた。

また、各養成施設に共通し、横断的に説明する場合は、略称を用いず、単に「指定基準等」と総称した。

2 本報告書におけるその他の用語について

① 生徒

各養成施設の生徒、学生、入所者等の総称

② 入所定員

各養成施設における入所定員、入学定員の総称

③ シラバス

各養成施設が作成している授業計画、学習計画のこと

(表) 指定基準等の略称一覧

| 資格名 | 指定基準等の略称 | 指定基準等の正式名称 |
|-----------|----------|---|
| はり師及びきゅう師 | 法 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号） |
| | 法施行令 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号） |
| | 法施行規則 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第19号） |
| | 認定規則 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号） |
| | 指導要領 | あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設指導要領（平成12年3月31日付け健政発第412号各都道府県知事宛て厚生省健康政策局長通知） |
| 歯科衛生士 | 法 | 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号） |
| | 法施行令 | 歯科衛生士法施行令（平成3年政令第226号） |
| | 法施行規則 | 歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第46号） |
| | 指定規則 | 歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和25年文部省・厚生省令第1号） |
| | 指導要領 | 歯科衛生士養成所指導要領について（平成16年9月29日付け医政発第0929005号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知） |
| 看護師 | 法 | 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号） |
| | 法施行令 | 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号） |
| | 法施行規則 | 保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号） |
| | 指定規則 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号） |
| | 指導要領 | 看護師等養成所の運営に関する指導要領（平成13年1月5日付け健政発第5号厚生省健康政策局長通知） |
| | 手引き | 看護師等養成所の運営に関する手引き（平成13年1月5日付け看発第1号厚生省健康政策局看護課長通知） |

| 資格名 | 指定基準等の略称 | 指定基準等の正式名称 |
|--------------------|------------|--|
| 保育士 | 法 | 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） |
| | 法施行令 | 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号） |
| | 法施行規則 | 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号） |
| | 告示第 198 号 | 児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成 13 年厚生労働省告示第 198 号） |
| | 基準 | 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について（平成 15 年 12 月 9 日付け雇児発第 1209001 号各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛て厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） |
| | 通知第 138 号 | 保育士等を養成する学校その他の施設の学則等変更の承認申請及び届出について（平成 7 年 2 月 28 日付け各都道府県知事、各指定都市市長宛て厚生省児童家庭局長通知） |
| 社会福祉士及び介護福祉士 | 法 | 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号） |
| | 法施行令 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号） |
| | 法施行規則 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号） |
| | 指定規則 | 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号） |
| | 指針 | 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成 20 年 3 月 28 日付け社援発第 0328001 号各都道府県知事、指定都市市長、中核市長、関係団体の長、地方厚生（支）局長宛て厚生労働省社会・援護局長通知） |
| 社会福祉主事 | 法 | 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号） |
| | 指定規則 | 社会福祉主事養成機関等指定規則（平成 12 年厚生省令第 53 号） |
| | 指導要領 | 社会福祉主事養成機関指導要領について（平成 12 年 3 月 31 日付け社援第 805 号各都道府県知事宛て厚生省社会・援護局長通知） |
| 理容師 | 法 | 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号） |
| | 法施行令 | 理容師法施行令（昭和 28 年政令第 232 号） |
| | 法施行規則 | 理容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 4 号） |
| | 指定規則 | 理容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 5 号） |
| | 指導要領 | 理容師養成施設の指導要領について（平成 22 年 2 月 24 日付け健発 0224 第 1 号各地方厚生局長宛て厚生労働省健康局長通知） |
| | 教科課程の基準の運用 | 理容師養成施設の教科課程の基準の運用について（平成 20 年 3 月 25 日付け健発第 0325006 号）各地方厚生（支）局長宛て健康局長通知） |
| 製菓衛生師 | 法 | 製菓衛生士法（昭和 41 年法律第 115 号） |
| | 法施行令 | 製菓衛生士法施行令（昭和 41 年政令第 387 号） |
| | 法施行規則 | 製菓衛生士法施行規則（昭和 41 年厚生省令第 45 号） |
| | 施行通知 | 製菓衛生士の施行について（昭和 42 年 2 月 2 日付け環食第 7039 号各都道府県知事宛て厚生省環境衛生局長通知） |
| 食品衛生管理者 食品衛生監視員 | 法 | 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号） |
| | 法施行令 | 食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号） |
| | 法施行規則 | 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号） |

第2 調査結果

1 指定基準等の遵守の徹底

| 通 知 | 説明図表番号 |
|--|---|
| <p>(1) 養成施設における指定基準等の理解、認識の浸透</p> <p>看護師、介護福祉士や保育士、食品衛生管理者等の医療、福祉及び生活衛生分野のサービスを提供する人材の養成・確保は、人口減少・少子高齢社会や多様化・高度化するニーズに対応する上での課題であり、これらの分野の人材を養成する施設の役割はますます重要となっている。</p> <p>厚生労働省の各地方厚生局は、医療、福祉及び生活衛生分野の国家資格を取得する者の養成に関し、関係法令等で定められている施設基準、教員の資格要件、授業時間等の基準（以下「指定基準等」という。）に適合する養成施設、養成所、養成機関（以下「養成施設」という。）の指定、認定等（以下「指定」という。）を行っている。平成26年4月1日現在において、厚生労働省北海道厚生局（以下「道厚生局」という。）が所管する北海道内の養成施設数は、231施設（29資格、288課程）となっている。</p> <p>これらの養成施設の学生、生徒又は入所者（以下「生徒」という。）が各種国家資格又は国家試験の受験資格を取得するためには、養成施設において指定基準等が遵守され、適切に運営されていることが不可欠である。指定基準等が遵守されていない場合、生徒が国家資格又は国家試験の受験資格を取得できないこともあり得ることから、養成施設の生徒に対する責任は重大である。</p> <p>道厚生局は、養成施設において指定基準等を遵守した適切な運営が確保されるよう、指定基準等の規定に基づき養成施設が提出する i) 生徒数、教員数等に係る毎年度の報告（以下「定期報告」という。）、ii) 指定基準等で定められている事項に変更が生じた場合の変更承認申請又は変更届を受理、審査するとともに、養成施設に対して実地に指導調査を行っている。これらのうち、指導調査については毎年度実施されているが、1養成施設につきおおむね5年に1回の頻度で実施されており、指導調査の結果、養成施設において指定基準等が遵守されていない場合は、その内容に応じて文書又は口頭で指導が行われ、文書による指導が行われた養成施設に対しては文書による改善報告が求められている。</p> <p>そのほか、道厚生局では、管内の養成施設に対して、毎年度末に健康福祉部長名の通知文書（「養成施設等の適正な運営に当たっての留意事項について」）を発出し、指定基準等を遵守することの重要性や指導調査の実施方針等について通知するとともに、定期的な自己点検の励行についても要請している。</p> <p>これら地方厚生局の養成施設に対する指定・監督等に関する権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）において、地方厚生局から都道府県に移譲される政府方針が決定され、第186回国会において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）が成立している。これにより、一部の養成施設を除き、道厚生局の養成施設に対する指定・</p> | <p>図表1-(1)-①</p> <p>図表1-(1)-②</p> <p>図表1-(1)-③</p> <p>図表1-(1)-④</p> <p>図表1-(1)-⑤</p> <p>図表1-(1)-⑥</p> <p>図表1-(1)-⑦</p> <p>図表1-(1)-⑧</p> |

監督等に関する権限の全部又は一部は、平成27年4月1日から北海道(以下「道」という。)に移譲されることとなっている。権限の移譲に際しては、道厚生局から道への養成施設に対する指定・監督等に関する事務が円滑に引き継がれ、行政の継続性が確保されることが望まれる。

今回当局が道厚生局管内の12養成施設(11資格、22課程)における指定基準等の遵守状況について調査した結果、以下のとおり、調査した12養成施設全てにおいて、指定基準等が遵守されていない事例又は指定基準等を遵守するための取組が十分でない事例が認められた。これらの事例の中には、教員以外の外部の者に授業を行わせているものや補講時間数が不足しているものなど、生徒の国家資格又は国家試験受験資格の取得に重大な影響を及ぼしかねないものもみられる。

(注) 以下の事例の中には、当局の調査後、養成施設において必要な改善措置が講じられたものを含む。

ア 学則に関する事例

養成施設が学則に係る指定基準等について十分に理解、認識していなかったもの

- ① 学則の規定内容が実態と異なっている(4施設6事例)
- ② 学則の規定を変更しているにもかかわらず、道厚生局に変更届を提出していない(2施設2事例)
- ③ 学則と異なる内容を入学案内等で周知している(2施設2事例)
- ④ 関係法令の改正により、学則に定めている入所資格の変更が必要であるにもかかわらず、変更していない(3施設3事例)
- ⑤ 学則に定めなければならない事項を学則に定めていない(4施設4事例)

イ 教員に関する事例

養成施設が教員に係る指定基準等について十分に理解、認識していなかったもの

(ア) 教員の資格に関する事例

- ① 年間15回の授業のうち4回を教員以外の外部の者に行わせている(1施設1事例)
- ② 授業を担当するために必要な研修を修了していない者を教員として選任している(1施設1事例)
- ③ 要件を満たしていない者を教務主任として選任している(1施設1事例)
- ④ 教科目の担当として必要な資格を有する教員を配置していない(1施設1事例)
- ⑤ 学校長としての資格要件を確認していない(1施設1事例)

(イ) 教員の変更届に関する事例

- 教員に関する必要な変更届を提出していない(4施設4事例)

図表1-(1)-⑨

事例表1-(1)-ア
-①事例1~6
事例表1-(1)-ア
-②事例7~8
事例表1-(1)-ア
-③事例9~10
事例表1-(1)-ア
-④事例11~13
事例表1-(1)-ア
-⑤事例14~17

事例表1-(1)-イ
-(ア)事例18~22

事例表1-(1)-イ
-(イ)事例23~26

| | |
|---|--------------------------------------|
| <p>(ウ) 通信課程の教員に関する事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通信課程に必要な添削指導教員を配置していない（1施設1事例） | <p>事例表1-(1)-イ - (ウ) 事例 27</p> |
| <p>(エ) 教員の資格要件の証明書類等に関する事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の資格要件を証明する書類等を徴していない又は保管していない（6施設6事例） | <p>事例表1-(1)-イ - (エ) 事例 28～33</p> |
| <p>ウ 生徒の入所資格に関する事例</p> <p>養成施設による確認漏れ又は資料の保管が適切でなかったもの</p> | <p>事例表1-(1)-ウ 事例 34～39</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 入所資格に係る審査が適切でないため、入所に必要な資格要件（実務経験年数）を誤認して入所させていた（1施設1事例） ② 生徒から入所資格の確認資料（高等学校の卒業証明書等）を徴していない又は保存していない（5施設5事例） | |
| <p>エ 授業に関する事例</p> <p>養成施設が授業の実施方法等について教科担当教員に任せたまま、その実施状況を適切に把握、管理していなかったもの</p> | |
| <p>(ア) 授業や試験の実施方法等に関する事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 講義形式の授業にシラバス（授業計画）で定めていない演習行事への出席を組み入れるなど授業の管理が適切でないため、年間の授業回数が年度やクラスによって相違している（1施設1事例） ② 本試験の合格者よりも追試験の合格者の方が高い成績となっている（1施設1事例） ③ 指定基準等を満たしていない合格基準により成績評価を行っている（1施設1事例） ④ 公欠とする規定のない学校行事への参加を公欠としている（1施設1事例） ⑤ 授業記録が適切でないため適正に授業が行われているかを確認できない（1施設1事例） | <p>事例表1-(1)-エ - (ア) 事例 40～44</p> |
| <p>(イ) 補講に関する事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 休講となった2回の授業に代わる補講が1回しか実施されていない（1施設1事例） ② 履修時間数が不足している生徒に対する補講時間数が不足している（1施設1事例） ③ 全校生徒が参加する体育行事の練習への参加を休講となった授業（演習）の補講に充てており、補講内容が適切ではない（1施設1事例） ④ 当該教科目を履修する全生徒が参加する行事への参加を自習となった授業（講義）の補講に充てており、補講内容が適切ではない（1施設1事例） ⑤ 履修時間数が不足している生徒に対する補講の内容（実施時間数、実施内容等）が記録されていない（2施設2事例） | <p>事例表1-(1)-エ - (イ) 事例 45～50</p> |
| <p>オ 実習に関する事例</p> <p>養成施設が実習に係る指定基準等について十分に理解、認識していなかったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実習を指導するために必要な研修を修了していない者が実習指導者と | <p>事例表1-(1)-オ 事例 51～54</p> |

| | |
|--|--|
| <p>して生徒の指導、評価に当たっている（1施設1事例）</p> <p>② 道厚生局に変更届が提出されていない者が実習指導者として生徒の指導、評価に当たっている（3施設3事例）</p> <p>カ 施設・設備に関する事例</p> <p>養成施設が施設・設備に係る指定基準等について十分に理解、認識していなかったもの</p> <p>① 実習用機械器具及び校舎等の現況に関する変更届を提出していない（1施設1事例）</p> <p>② 約7年間、専門図書を新規に購入していない（1施設1事例）</p> <p>キ 情報開示に関する事例</p> <p>養成施設が開示すべき情報に係る指定基準等について十分に理解、認識していなかったもの</p> <p>○ 開示すべき情報（財務諸表、学則、教員数・科目ごとの教員名、実習施設等の名称・住所・事業内容等）が開示又は更新されていない（4施設4事例）</p> <p>ク 事務処理が適切でない事例</p> <p>養成施設の事務担当者の確認漏れや失念等により、事務処理が適切に行われていないもの</p> <p>① 5年連続で定期報告を期限内に報告していない（1施設1事例）</p> <p>② 生徒の出席簿や校務日誌に記載誤り、記載漏れがある（2施設2事例）</p> <p>③ 健康診断結果を徴していない生徒がいる（1施設1事例）</p> <p>④ 生徒に係る実務経験証明書の記入年月日が記入されていない（1施設1事例）</p> <p>⑤ 教員の出勤簿に押印漏れがある（3施設3事例）</p> <p>上記のように指定基準等が遵守されていない事例等がみられる原因は、養成施設が指定基準等を十分に理解、認識していないことによるものが多く、そのほかは事務担当者の確認漏れや失念などにより事務処理が適切に行われなかったものである。このため、養成施設の役職員に指定基準等の理解や認識を深め、指定基準等を遵守する意識をより一層浸透させることが求められる。</p> <p>また、事例の中には、前述アの学則に関する事項、イの教員に関する事項、ウの生徒に関する事項及びオの実習に関する事項のように、複数の養成施設においてみられる事例があることから、指定基準等についての理解や認識を深める際には、特に、誤解されやすい事項や理解されにくい事項に留意することが必要である。</p> <p>(2) 自己点検の励行</p> <p>道厚生局は、養成施設が指定基準等を遵守するためには、養成施設自らが指定基準等の遵守状況を確認、点検する自己点検を実施することが有効であるとして、養成施設による自己点検が実施されるよう、平成23年5月から次の取組を行っている。</p> <p>① 平成23年5月に、管内の養成施設を対象とした「北海道厚生局管内養成施</p> | <p>事例表1-(1)-カ 事例55～56</p> <p>事例表1-(1)-キ 事例57～60</p> <p>事例表1-(1)-ク 事例61～68</p> <p>図表1-(2)-①</p> |
|--|--|

設等説明会」(以下「説明会」という。)を開催し、指導調査結果に基づく留意事項や指定基準等の規定内容等について説明を行うとともに、自己点検の励行についても要請した。

- ② 平成 23 年 5 月から、養成施設が自主的に指定基準等の遵守状況について確認、点検できるよう、資格ごとに自己点検表の様式を作成し、道厚生局のホームページで公表しており、26 年 7 月現在、道厚生局が所管する 29 資格すべてについて自己点検表の様式を公表した。
- ③ 毎年度 1 回、管内の養成施設に対し健康福祉部長名の通知(「養成施設等の適正な運営に当たっての留意事項について」)を発出しているが、平成 23 年度以降の通知において自己点検表(様式)を参考にして定期的に自己点検を励行するよう要請している。
- ④ 1 養成施設につきおおむね 5 年に 1 回程度の頻度で実施している実地の指導調査の機会に自己点検の実施状況を確認し、自己点検が実施されていない場合は自己点検を定期的実施するよう要請している。

なお、平成 23 年度から 25 年度までの指導調査実績は、延べ 65 養成施設(75 課程)である。

今回当局が調査した 12 養成施設においては、上記(1)のとおり、いずれも指定基準等が遵守されていない事例又は指定基準等を遵守するための取組が十分でない事例がみられた。これらの事例の多くは、自己点検が励行されることにより未然に防止又は改善できたと考えられるものである。

道内の養成施設における自己点検の実施状況については、道厚生局は把握しておらず不明である。今回調査した 12 養成施設の自己点検の実施状況をみると、自己点検を実施したことがあるものは 3 施設(25.0%)であり、9 施設(75.0%)は、自己点検を実施したことがない。また、自己点検を実施したことがある 3 施設についても、毎年度 1 回定期的に実施しているところが 1 施設あるが、他の 2 施設はこれまで 1 回又は 2 回実施しているものの、定期的には実施していない。また、これら 3 施設ともに指定基準等が遵守されていない事例等がみられることから、自己点検は的確に実施されているとは言い難い。

自己点検を実施したことがない 9 施設は、その理由について、i) 担当者が異動して自己点検を実施すべきことを認識していなかった、ii) 自己点検についてまったく認識しておらず、自己点検表の様式が道厚生局から公表されていることすら承知していなかったなどとしている。

一方で、今回の当局の調査においては、いずれの養成施設も自己点検の重要性及び有効性について改めて認識したとしている。しかし、いつ、誰が、どのように実施すべきのかなど具体的な実施方法については認識していない養成施設もみられた。

道厚生局は、上記①のとおり、平成 23 年 5 月に管内の養成施設を対象に説明会を開催し、自己点検の励行についても要請しているが、その後は説明会を開催していない。道厚生局では、説明会によらずとも、養成施設から電話等で疑義等があった場合には個別に対応してきているとしており、平成 26 年度においては、道への権限移譲に向けた準備があることから、説明会の開催予定はない。

図表 1 - (2) - ②

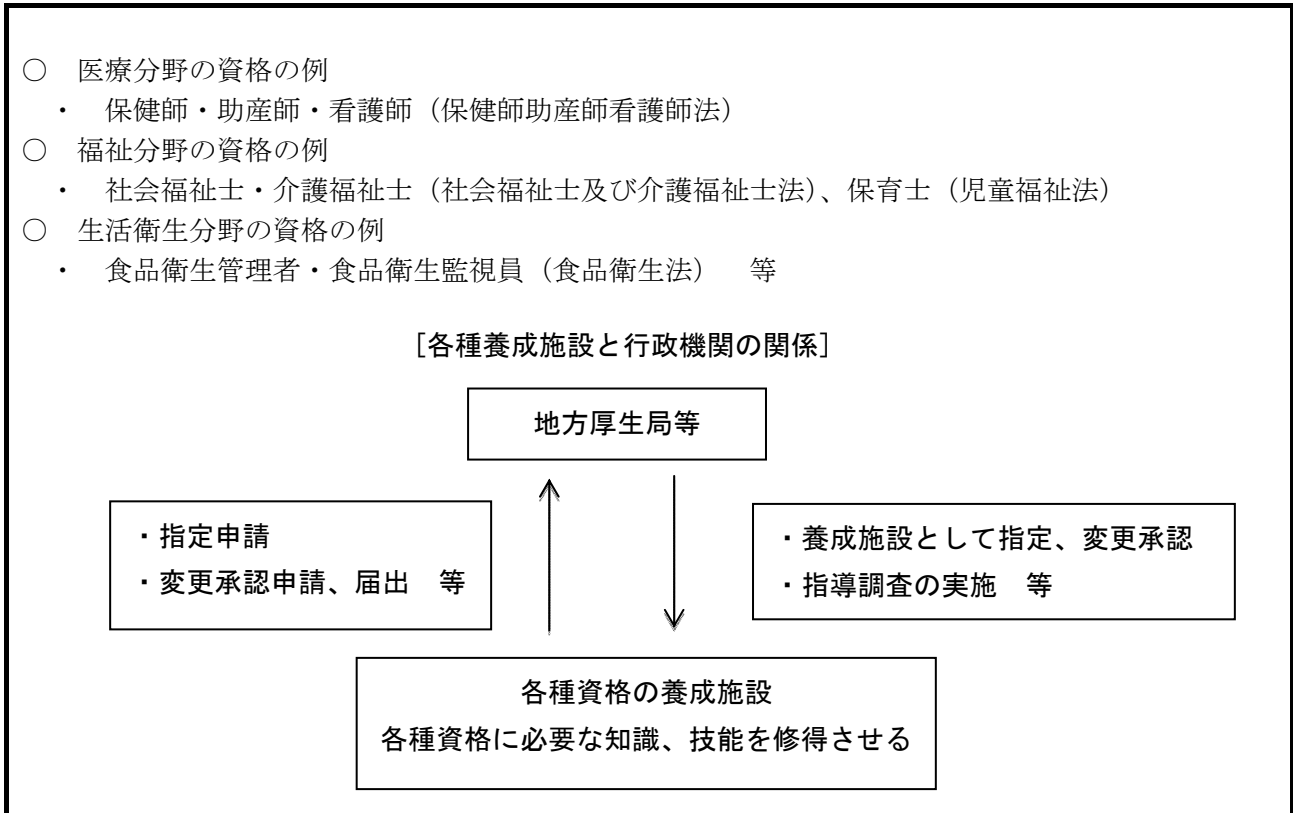
なお、当局が調査した養成施設の中には、指定基準等や自己点検に関して質疑応答ができる説明会の開催を求めるところも多いが、これに対して道厚生局では、養成施設から疑義等があった場合は、これまでと同様に、個別に対応を図りたいとしている。

したがって、道厚生局は、養成施設における適正な運営を確保するとともに、道への円滑な権限移譲に資する観点から、権限移譲までの間に、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 管内の養成施設に対し、指定基準等の遵守の徹底を図るため、指定基準等について養成施設の役職員の理解や認識を深めるための措置を講ずること。
- ② 管内の養成施設に対して、改めて自己点検の定期的な実施について要請すること。
- ③ 上記①及び②の措置を講ずる際には、当局の調査結果も参考としつつ、当該措置がより効果的なものとなるよう、例えば、i) 誤解されやすい事項や理解されにくい事項の具体例の提供、ii) 的確な自己点検の実施方法等に関する情報の提供など、その内容や方法について工夫すること。あわせて、養成施設において指定基準等や自己点検に関する疑義等がある場合は、道厚生局に電話等で照会するよう改めて周知すること。
- ④ 上記①及び②で講じた措置及び把握した改善状況を取りまとめて道に提供すること。

(説明)

図表 1 - (1) - ① 養成施設に係る制度の概要



(注) 各資格の指定基準等に基づき当局が作成した。

図表 1 - (1) - ② 道厚生局管内の資格ごとの養成施設数及び課程数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

| 医療分野 | | | 福祉分野 | | | 生活衛生分野 | | |
|--------------------------|-----|-----|----------------|------|------|-------------------|-----|-----|
| 資格 | 施設数 | 課程数 | 資格 | 施設数 | 課程数 | 資格 | 施設数 | 課程数 |
| 1 救急救命士 | 3 | 3 | 1 保育士 | 27 | 29 | 1 栄養士 | 10 | 10 |
| 2 診療放射線技師 | 2 | 2 | 2 介護福祉士 | 51 | 66 | 2 管理栄養士 | 5 | 5 |
| 3 臨床検査技師 | 2 | 2 | (介護福祉士養成施設) | (21) | (27) | 3 理容師 | 6 | 13 |
| 4 理学療法士 | 7 | 8 | (福祉系高等学校等) | (7) | (7) | 4 美容師 | 9 | 20 |
| 5 作業療法士 | 6 | 7 | (介護福祉士実務者養成施設) | (10) | (15) | 5 製菓衛生師 | 7 | 15 |
| 6 視能訓練士 | 2 | 2 | (福祉系大学) | (13) | (17) | 6 食品衛生管理者・食品衛生監視員 | 9 | 12 |
| 7 臨床工学技士 | 3 | 3 | 3 社会福祉主事 | 6 | 6 | | | |
| 8 義肢装具士 | 1 | 1 | 4 社会福祉士 | 3 | 4 | | | |
| 9 言語聴覚士 | 2 | 2 | 5 精神保健福祉士 | 3 | 4 | | | |
| 10 あん摩マッサージ指圧師 | 5 | 8 | | | | | | |
| 11 はり師 | | | | | | | | |
| 12 きゅう師 | | | | | | | | |
| 13 柔道整復師 | 4 | 6 | | | | | | |
| 14 歯科衛生士 | 10 | 11 | | | | | | |
| 15 歯科技工士 | 3 | 3 | | | | | | |
| 16 保健師 | 2 | 2 | | | | | | |
| 17 助産師 | 1 | 1 | | | | | | |
| 18 看護師 | 42 | 43 | | | | | | |
| 計 18 資格 | 95 | 104 | 計 5 資格 | 90 | 109 | 計 6 資格 | 46 | 75 |
| 【合計：29 資格、231 施設、288 課程】 | | | | | | | | |

(注) 道厚生局の資料に基づき当局が作成した。

図表 1 - (1) - ③ 道厚生局管内の養成施設数等の推移

(単位：施設、課程、人)

| 区分 \ 年度 | 平成 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 養成施設数 | 240 | 237 | 229 | 228 | 229 | 231 |
| 課程数 | 308 | 298 | 284 | 286 | 289 | 288 |
| 入所定員数 | 17,931 | 17,048 | 16,852 | 17,402 | 17,237 | 17,344 |

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。数値は各年度 4 月 1 日現在である。

図表 1 - (1) - ④ 道厚生局における定期報告の受理実績

(単位：施設、課程)

| 区分 \ 年度 | 平成 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 受理施設数 | 48 | 207 | 197 | 196 | 197 |
| 受理課程数 | 52 | 237 | 239 | 239 | 238 |

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。

図表 1 - (1) - ⑤ 道厚生局管内の指定件数、変更承認件数等の推移

(単位：件)

| 区分 \ 年度 | 平成 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|------------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 指定 | 2 | 2 | 4 | 10 | 15 |
| 変更承認 | 140 | 157 | 119 | 113 | 123 |
| 変更届 | 127 | 141 | 188 | 187 | 204 |
| 指定取消又は廃止承認 | 8 | 9 | 5 | 6 | 9 |

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。

図表 1 - (1) - ⑥ 道厚生局の指導調査の実績

(単位：施設、課程、件)

| 区分 \ 年度 | 平成 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|-------------|-------|------|------|------|------|
| 指導調査対象施設数 | 66 | 37 | 33 | 15 | 17 |
| (指導調査対象課程数) | (81) | (42) | (39) | (16) | (20) |
| 指導対象施設数 | 32 | 26 | 28 | 12 | 16 |
| 指導件数 | 74 | 84 | 95 | 46 | 76 |
| うち文書指導件数 | 28 | 42 | 40 | 10 | 21 |
| うち口頭指導件数 | 46 | 42 | 55 | 36 | 55 |

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。

図表 1 - (1) - ⑦ 道厚生局が実施する指導調査の概要（平成 25 年度の例）

| 区 分 | 指導調査の概要 |
|-----------------|--|
| 調査実施時期 | おおむね 5 月～11 月に実施。原則として、1 施設当たり 2 日間（9 時～17 時） |
| 実施体制 | 1 施設当たり 2 名以上の班体制で実施 |
| 調査スケジュール等 | ① 前年度末までに実施時期、期間を定めた「年間実施計画」を策定 ② 前年度末までに調査対象施設に対して指導調査を行う旨を連絡し、実施年度の 4 月末までに確定 ③ 調査対象施設に対して、調査実施日の 2 か月前までに実施通知（公文書）を发出 ④ 調査実施日の 2 週間前までに事前提出資料（施設概要、教員等配置状況、学生又は生徒の状況及び授業実施状況確認表）を受理 ⑤ 調査実施日の 1 週間前に事前検討会を開催し、問題の所在を把握 ⑥ 調査終了後、問題点の有無にかかわらず、調査対象施設に対して口頭で「講評」を実施 |
| 調査対象施設の選定基準 | ① これまでの指導調査の結果等から、継続的かつ重点的な指導が必要と判断される施設 ② 前年度の指導調査において是正等の指導を行い、是正状況を実地に確認する必要があると認められる施設 ③ 過去（指定又は登録後あるいは所管替後）に一度も指導調査を実施していない施設 ④ 前回の指導調査からおおむね 4 年を経過した施設、定期報告において問題があると思慮される施設 ⑤ 緊急に指定基準等の遵守状況を確認する必要があると認められる施設 |
| 調査結果の処理方針等 | ① 指導調査後、健康福祉部長を含む調査班全員で「復命会」を開催し、具体的な是正等の方向性を検討 ② 調査終了後概ね 1 か月以内をめどに、指導事項の有無にかかわらず、調査対象施設に対して調査結果を文書で通知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書指導事項があった場合は、北海道厚生局長名で发出し、指導事項を明示した上で、おおむね 1 か月後をめどに文書により改善報告を求める。 ・ 口頭指導があった場合は、健康福祉課長名で发出し、指摘事項を明示した上、今後留意する旨を記載するが、改善報告は求めない。 ※ 文書指導事項及び口頭指導事項の両方がある施設に対しては、それぞれ事項別に上記 2 種類の文書を送付する。 |
| 文書指導又は口頭指導の判断基準 | 原則として、指定基準等（省令以上）に規定されている事項が遵守されていない場合は文書指導とし、それ以外の事項が遵守されていない場合は口頭指導とする。 ただし、実際の事例の内容（遵守されていない状態の継続性、養成施設側の改善意欲や改善方策の具体性等）を加味して指導区分を判断。 |

（注）道厚生局の資料に基づき当局が作成した。

図表 1 - (1) - ⑧ 養成施設に対する指定・監督等の権限が都道府県へ移譲される資格

| 医療分野 | 福祉分野 | 生活衛生分野 |
|-------------------|------------|-------------|
| 1 はり師 | 1 児童福祉司 | 1 食品衛生管理者 |
| 2 きゅう師 | 2 保育士 | 2 食品衛生監視員 |
| 3 保健師 | 3 身体障害者福祉司 | 3 理容師 |
| 4 助産師 | 4 社会福祉主事 | 4 美容師 |
| 5 看護師 | 5 知的障害者福祉司 | 5 調理師 |
| 6 歯科衛生士 | 6 社会福祉士 | 6 製菓衛生師 |
| 7 診療放射線技師 | 7 介護福祉士 | 7 食鳥処理衛生管理者 |
| 8 歯科技工士 | 8 精神保健福祉士 | |
| 9 臨床検査技師 | | |
| 10 理学療法士 | | |
| 11 作業療法士 | | |
| 12 柔道整復師 | | |
| 13 視能訓練士 | | |
| 14 臨床工学技士 | | |
| 15 義肢装具士 | | |
| 16 救急救命士 | | |
| 17 言語聴覚士 | | |
| 32 資格（関係法律 25 法律） | | |

(注) 内閣府のホームページ公表資料に基づき当局が作成した。

図表 1 - (1) - ⑨ 当局が調査対象とした資格

| 分野 | 資格 | 左記資格に係る養成施設を卒業した場合に取得できる資格 |
|------|---------|----------------------------|
| 医療 | はり師 | 国家試験受験資格 |
| | きゅう師 | 同上 |
| | 歯科衛生士 | 同上 |
| | 看護師 | 同上 |
| 福祉 | 保育士 | 資格取得 |
| | 社会福祉士 | 国家試験受験資格 |
| | 介護福祉士 | 資格取得 |
| | 社会福祉主事 | 任用資格 |
| 生活衛生 | 理容師 | 国家試験受験資格 |
| | 製菓衛生師 | 同上 |
| | 食品衛生管理者 | 任用資格 |
| | 食品衛生監視員 | |

(注) 1 各資格の指定基準等に基づき当局が作成した。

2 表中の「任用資格」とは、社会福祉主事又は食品衛生管理者・食品衛生監視員に就くために必要な資格のこと。当該職務に任用又は任命されることにより効力を発揮する。

事例 1 - (1) - ア - ① 学則に関する事例表①

事例の説明

事例 1 学則の規定内容が実態と異なっている（はり師・きゅう師）

（事例の概要）

指導要領 5 - (9)において、養成施設においては、「生徒納付金の種類及び金額並びに定められた納付金以外には徴収しない旨の規定」を学則に定めることが規定されている。

当該養成施設は、学則に入学検定料及び納付金について規定しており、入学検定料及び納付金以外の費用については、教材費等の実費を除き一切徴収しないことと規定している。

しかし、当該養成施設は、指導要領を十分に理解していなかったため、学則とは別に定めている細則等に、学則には定めのない費用（補講や再履修に係る受講料等）を徴収することを規定しており、学則の規定内容が実態と異なっている。

事例 2 学則の規定内容が実態と異なっている（歯科衛生士）

（事例の概要）

指導要領第三 - 2 - (12)において、養成施設は、学則には入学検定料、入学金、授業料、実習費、その他費用（以下、これらの費用を総称して「納付金」という。）の徴収に関する事項を定めることが規定され、また、指導要領第二 - 5 において、納付金は学則に定める額とすること及び寄付金等の名目で不当な金額を徴収しないことが規定されている。

また、指導要領の第三 - 3 において、学則に記載した事項の細部については、必要に応じ細則を定めることが規定されている。

当該養成施設は、学則において、入学検定料、入学金、授業料、実習費及び施設費を定め、これらの納付金以外には徴収しないことを規定している。

しかし、当該養成施設は、指導要領を十分に理解していなかったため、細則において、学則に定めている納付金に該当しない費用（懇親会費等）を徴収することを規定しているほか、入学案内においても、学則に定めている納付金以外の費用を記載しており、学則の規定内容が実態と異なっている。

事例 3 学則の規定内容が実態と異なっている（歯科衛生士）

（事例の概要）

当該養成施設は、学則に実習費及び施設費を定めているが、納付金は学則に定める額とする指導要領の規定を十分に理解していなかったため、入学案内には、学則と異なる費目名を記載しており、学則の規定内容が実態と異なっている。

事例 4 学則の規定内容が実態と異なっている（歯科衛生士）

（事例の概要）

当該養成施設は、学則において、入学金以外の納付金の還付について、年度末までに文書で申請することを条件として還付を認めることを定めているが、入学案内では、入学辞退の意思表示（口頭）があれば返還を行うこととしており、学則の規定内容が実態と異なっている。

当該養成施設は、学則の規定内容が入学案内と異なっていることについて認識しておらず、学則を変更しないまま入学案内に記載している内容で事務を行っていたとしている。

事例 5 学則の規定内容が実態と異なっている（理容師）

（事例の概要）

指導要領 2 - (5) - イ及びウにおいて、通信課程を併設する養成施設は、学則に添削指導のための組織を記載すること、また、通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する場合は受託機関名及び

事例の説明

委託事務の範囲等を記載することが規定されている。

当該養成施設は、学則において、通信教育における添削指導を行う組織等については受託機関名を、また、委託業務の内容については「通信生への配本及び報告課題の集約・添削」と定めている。

しかし、当該養成施設が受託機関との間において平成 25 年 4 月 1 日に締結した「通信授業に関する業務委託基本契約書」第 2 条においては、受託機関の業務は、i) 教材の作成及び配布、ii) 補助教材の作成及び配布、iii) 添削指導に係る報告課題の作成、添削の処理及び保管、iv) 学業成績の評定及び成績の結果通知、v) 図書等の推薦とされており、学則に定めている委託業務の範囲についての規定内容が実態と異なっている。

当該養成施設は、委託契約の内容が学則に定める範囲を超えていることについて認識していなかったとしている。

事例 6 学則の規定内容が実態と異なっている（製菓衛生師）

（事例の概要）

道厚生局は、平成 23 年度から、養成施設に対し自己点検の実施を要請しており、また、道厚生局のホームページにおいて自己点検表の様式を公表している。

道厚生局が製菓衛生師養成施設に示している自己点検表においては、学校教育法施行規則第 4 条に基づき、学則には学習の評価及び課程の修了の認定に関する事項を定めることが求められている。

当該養成施設は、試験の実施方法を、学則、学生ガイドブック及び入学時配布資料のそれぞれにおいて規定又は記載している。しかし、入学時配布資料においては、試験不合格者について、学則に定めていない「再試験」を行うこととされている。

一方、学則及び学生ガイドブックに規定又は記載しているやむを得ない理由により試験を欠席した者に対して行う「追試験」については、入学時配布資料においては、「公欠が認められる場合は別日程で通常の試験を行う」こととされている。このため、学則に定める「追試験」は事実上行われなかったこととなるなど学則の規定内容が実態と異なっている。

当該養成施設は、学則と実際の運用が異なっていることについて認識していなかったとしている。

事例 1 - (1) - ア - ② 学則に関する事例表②

事例の説明

事例 7 学則の規定を変更しているにもかかわらず、道厚生局に変更届を提出していない(歯科衛生士) (事例の概要)

指導要領の第三-2-(6)において、養成施設は、学則に教育課程及び単位数に関する事項を定めることが規定され、法施行令第4条第1項、指定規則第4条第1項及び指定規則第3条第1項第5号において、学科課程に係る変更については、変更承認を要することが規定されている。

当該養成施設は、平成22年4月を適用日として教育課程について道厚生局の変更承認を受け、学則及び学則の別表に定める教育課程を変更している。

しかし、当該養成施設の学則と平成22年4月以降の5か年間のシラバスとを比較したところ、当該養成施設は、変更承認を受けた年の翌年(平成23年)4月に、次の事項について学則の規定を変更しているにもかかわらず、道厚生局に変更届を提出していない。

イ) 学則の別表(年次ごとの履修科目及び単位数が分かる様式から在学中の履修科目及び単位数を記載した様式に変更)

ロ) 履修年次

ハ) 履修年次ごとに修得する単位数

当該養成施設は、上記の変更は、生徒が在学中に履修する授業時間数及び修得する単位数を変更するものではないことから、学則の変更届を要しないものと誤認していたとしている。

事例 8 学則の規定を変更しているにもかかわらず、道厚生局に変更届を提出していない(理容師) (事例の概要)

指導要領の2-(4)-シにおいて、養成施設は、学則に入学料、授業料、実習費等の費用徴収を定めることが規定されており、また、指導要領の9-(2)においては、これらの費用は学則に定める額とすること及び寄付金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと、さらに、これらの費用及び金額は入学案内等により募集の際に生徒に周知されていることが規定されている。

また、指導要領の8-(1)-サにおいて、上記の費用のうち、入学料、授業料及び実習費の額については、変更後速やかに変更届を提出しなければならないことが規定され、同指導要領の8-(2)において、変更届に当たっては変更後2年間の財務計画及びこれに伴う収支予算並びに学則を添付しなければならないことが規定されている。

当該養成施設は、入学料及び授業料等の額を定めた学則を、毎年4月に発行する学生便覧に収録し、当該年度の入学生に配布している。

平成24年4月発行の学生便覧に収録された学則と25年4月及び26年4月発行の学生便覧に収録された学則とを比較したところ、24年4月の学則では8万円とされていた入学料の額が、25年4月の学則では10万円に変更されているにもかかわらず、当該養成施設は、指導要領を十分に理解していなかったため、入学料の額の変更について学則の変更届を行っていない。

事例 1 - (1) - ア - ③ 学則に関する事例表③

事例の説明

事例 9 学則と異なる内容を入学案内等で周知している（理容師）

（事例の概要）

指導要領の 9 - (2)において、入学料、授業料、実習費等の費用は学則に定める額とすること及び寄付金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと、さらに、これらの費用及び金額は入学案内等により、募集の際、生徒に周知することが規定されている。

当該養成施設は、学則に、入学辞退の場合の入学料等費用の還付について、費用の種類ごとに定めており、i) 入学料は返還しないこと、ii) 施設管理費等は 3 月末までに入学を辞退した者には返還すること、iii) 授業料・実習費については、当学期分は返還しないが、前納分は返還することを規定している。

しかし、当該養成施設は、入学料、施設管理費、授業料及び実習費等の費用を入学前までに納付することを入学案内に記載しているが、入学辞退の場合における費用の還付については入学料を返還しないことのみを記載し、その他の費用の還付については記載していない。このため、生徒募集時の費用徴収に係る周知が不十分となっている。

当該養成施設は、学則と入学案内の記載内容が異なることについて認識していなかったとしている。

事例 10 学則と異なる内容を入学案内等で周知している（製菓衛生師）

（事例の概要）

道厚生局は、平成 23 年度から、養成施設に対し自己点検の実施を要請しており、また、道厚生局のホームページにおいて自己点検表の様式を公表している。

道厚生局が製菓衛生師養成施設に示している自己点検表においては、学校教育法施行規則第 4 条に基づき、学則には学習の評価及び課程の修了の認定に関する事項を定めることが求められている。

当該養成施設は、学則、学生ガイドブック及び入学時配布資料において、単位認定に必要な出席時間数を記載している。

しかし、当該養成施設は、単位認定に必要な出席時間数について、学則に「学則に定める時間数の 4 分の 3」と規定している一方で、学生ガイドブック及び入学時配布資料には「学期（2 学期）ごとに規定される時間数の 75%以上」と記載している。

このため、例えば、年間 30 時間の履修で 1 単位を認定する教科目で、1 学期に 15 時間の履修を要するものについて単位認定に必要な出席時間数を算定すると、次のとおり、学則と学生ガイドブック及び入学時配布資料とで単位認定に必要な出席時間数が相違することとなる。

- 学則の規定に基づき、「学則に定める時間数の 4 分の 3」で出席時間数を算定すると 23 時間となる。
- 学生ガイドブック及び入学時配布資料の記載に基づき、「学期ごとに規定される時間数の 75%」で算定すると、1 学期に必要な出席時間数は 12 時間になることから、通年では 24 時間となる。

当該養成施設は、学則と学則以外の資料とで出席時間数の単位を変えて記載することにより、単位認定に必要な出席時間数が相違してしまうことについて認識していなかったとしている。

事例 1 - (1) - ア - ④ 学則に関する事例表④

| 事例の説明 |
|---|
| <p>事例 11 関係法令の改正により、学則に定めている入所資格の変更が必要であるにもかかわらず、変更していない（はり師・きゅう師）</p> <p>（事例の概要）</p> <p>法第 2 条及び認定規則第 2 条第 1 項 1 号において、はり師きゅう師養成施設の入学資格は、「学校教育法第 90 条第 1 項の規定により大学に入学することができる者」と規定され（学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 96 号)において、大学に関する規定は第 56 条から第 90 条に繰り下げ）、指導要領 5 - (7)において、養成施設においては、入所資格を学則に定めることが規定されている。</p> <p>しかし、当該養成施設は、入所資格の根拠法令の改正を認識していなかったとして、学則において入所資格を「高等学校を卒業した者」と定めており、また、その根拠条文を「学校教育法第 56 条」としている。</p> |
| <p>事例 12 関係法令の改正により、学則に定めている入所資格の変更が必要であるにもかかわらず、変更していない（歯科衛生士）</p> <p>（事例の概要）</p> <p>指定規則第 2 条において、歯科衛生士養成所の入所資格は、学校教育法第 90 条第 1 項に掲げるもの（大学に入学することのできる者）であることが規定されている。また、平成 17 年 4 月 1 日に、学校教育法第 90 条第 1 項（平成 17 年当時は学校教育法第 56 条）に基づく高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年 1 月 31 日 文部科学省令第 1 号）が施行されたことに伴い、大学入学資格検定規程（昭和 26 年 文部省令第 13 号）は廃止されている。</p> <p>しかし、当該養成施設は、入所資格について学則において「大学入学資格検定に合格した者を入学資格者とする」と規定したままとなっている。</p> <p>このことについて、当該養成施設は、入所資格の根拠法令が改正されたことは認識していたものの、学則の変更を要することについては認識していなかったとしている。</p> |
| <p>事例 13 関係法令の改正により、学則に定めている入所資格の変更が必要であるにもかかわらず、変更していない（理容師）</p> <p>（事例の概要）</p> <p>当該養成施設は、学則に入学資格を定めているが、当該養成施設は、法令をよく理解していなかったとして、入所資格のうち「大学に入学した者」の根拠法令の条文を「学校教育法第 56 条第 2 項」と記載している。</p> |

事例 1 - (1) - ア - ⑤ 学則に関する事例表⑤

| 事例の説明 |
|---|
| <p>事例 14 学則に定めなければならない事項を学則に定めていない（介護福祉士）</p> <p>（事例の概要）</p> <p>指針別添 2 の 5 において、介護福祉士養成施設の学則に明示しなければならない事項が 16 事項規定されているが、当該養成施設は、同指針の規定内容について認識不足であったことを理由に、学則に「入所時期」を定めていない。</p> |

事例の説明

事例 15 学則に定めなければならない事項を学則に定めていない（介護福祉士）

（事例の概要）

当該養成施設は、指針別添 2 の 5 に規定されている学則に定めなければならない事項について認識不足であったことを理由に、学則に「入所時期」を定めていない。

事例 16 学則に定めなければならない事項を学則に定めていない（介護福祉士）

（事例の概要）

当該養成施設は、指針別添 2 の 5 に規定されている学則に定めなければならない事項について認識不足であったことを理由に、学則に「学習の学評価及び過程修了の認定（追試験、再試験の方法）」を定めていない。また、学則に定めている生徒の入所資格の一つである「高等学校卒業程度認定試験の合格者」については、従前（平成 16 年度以前）の「大学入学資格検定試験の合格者」のままとなっている。

事例 17 学則に定めなければならない事項を学則に定めていない（介護福祉士）

（事例の概要）

当該養成施設は、指針別添 2 の 5 に規定されている学則に定めなければならない事項について認識不足であったことを理由に、学則に「学級数」を定めていない。また、学則に定めている生徒の入所資格の一つである「高等学校卒業程度認定試験の合格者」については、従前（平成 16 年度以前）の「大学入学資格検定試験の合格者」のままとなっている。

事例 1 - (1) - イ - (7) 教員の資格に関する事例表

事例の説明

事例 18 年間 15 回の授業のうち 4 回を教員以外の外部の者に行わせている（介護福祉士）

（事例の概要）

法施行令第 4 条第 2 項及び指定規則第 9 条第 2 項において、介護福祉士養成施設は、専任教員の氏名等に変更があったときは、その日から 1 か月以内に主務大臣（地方厚生局長）に届け出なければならないと規定されている。また、指定規則第 5 条第 5 号イ、ロ及びハにおいて、介護福祉士養成施設の専任教員については、介護福祉士、医師、保健師、助産師又は社会福祉士の資格取得後 5 年以上の実務経験を有する者であること等が規定されているとともに、指定規則第 5 条第 8 号において、「介護」の領域に区分される教育内容を教授する専任教員については、介護教員講習会の課程の修了者であることが規定されている。

当該養成施設における平成 25 年度の必修教科目の授業（講義及び演習）については、上記指定規則で規定されている要件を満たす専任教員が教授しなければならないが、当該養成施設は、これらの要件についての認識が十分でなかったため、全 15 回の授業のうち 4 回については、担当専任教員以外の外部の者に授業を実施させている。

当該養成施設は、このことについて、専任教員の担当授業が重なり 4 回分の授業を受け持つことができなくなったことから、当該教員の知人を臨時に招いて授業を委託したとしているが、道厚生局に変更届を提出せず、かつ、専任教員として必要な資格の取得状況も確認しないまま外部の者に授業を行わせることは適切でない。

なお、当該養成施設は、この外部の者が社会福祉士の資格及び福祉関係施設での実務経験を有していたことは承知していたとしているが、これらを証する書類を徴しておらず、介護教員講習の修了歴も不明となっている。

事例の説明

事例 19 授業を担当するために必要な講習を修了していない者を教員として選任している（介護福祉士）

（事例の概要）

当該養成施設は、教員に係る指定基準等の認識が十分でないため、平成 26 年度の「介護」領域の教科目を教授している専任教員 6 人のうち 3 人が教授するために必要な介護教員講習会を受講していない又は受講中（未受講 1 人、受講中 2 人）となっており、専任教員としての要件を満たしていない。

事例 20 要件を満たしていない者を教務主任として選任している（介護福祉士）

（事例の概要）

指定規則第 5 条第 6 号において、介護福祉士養成施設の専任教員のうち 1 人は、介護教員講習会を修了し、かつ、介護福祉士養成施設等の専任教員として 3 年以上の経験がある者をすべての領域に関する教育課程の編成等を行う教務主任とすることが規定されているが、当該養成施設は、この要件を十分に理解していなかったため、平成 24 年度から 26 年度の間、介護教員講習会を修了していない者を教務主任として選任している。

事例 21 教科目の担当として必要な資格を有する教員を配置していない（社会福祉士）

（事例の概要）

指針別添 1 の 7-(5) のただし書きにおいて、「高齢者に対する支援と介護保険制度」の科目を担当する教員のうち少なくとも 1 人以上は、介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師の資格取得後 5 年以上介護又は看護業務に従事した経験がある者でなければならないことが規定されている。

当該養成施設は、平成 25 年度の教科目「高齢者に対する支援と介護保険制度」について、他大学特任講師である者を講師として配置しているものの、少なくとも 1 人以上必要とされる上記の指針で定められている資格を持つ者を配置していない。

なお、当該養成施設は、平成 25 年度の途上で当該教科目の担当教員として必要な資格要件を承知したことから、26 年度からは、看護師の資格を有する者 1 人を加え、2 人体制で当該教科目を担当することとしたとしている。

事例 22 学校長としての資格要件を確認していない（はり師・きゅう師）

（事例の概要）

指導要領 6-(1) において、学校又は養成施設の長は、i) 医事に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者、ii) 禁固刑以上の刑に処せられたことのない者、iii) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成に熱意及び能力を有する者であることが規定されている。

当該養成施設は、平成 19 年に就任した学校長の刑事処分等の有無について、長年同施設に勤務しており特に問題はないとして、同施設への勤務する以前を含め特段の確認を行っていない。

事例 1 - (1) - イ - (イ) 教員の変更届に関する事例表

| 事例の説明 |
|---|
| <p>事例 23 教員に関する必要な変更届を提出していない（介護福祉士） （事例の概要） 法施行令第 4 条第 2 項及び指定規則第 9 条第 2 項において、専任教員の氏名等に変更があった場合は、その日から 1 か月以内に、主務大臣（地方厚生局長）に届け出なければならないと規定されている。 当該養成施設は、平成 26 年 4 月から 2 人の専任教員を選任しているが、指定基準等を十分に理解していなかったため、この専任教員 2 人に係る変更届を道厚生局に提出していない。</p> |
| <p>事例 24 教員に関する必要な変更届を提出していない（介護福祉士） （事例の概要） 当該養成施設は、指定基準等を十分に理解していなかったため、平成 24 年 4 月から専任教員となっている 1 人の教員について変更届を道厚生局に提出していない。</p> |
| <p>事例 25 教員に関する必要な変更届を提出していない（理容師） （事例の概要） 指定規則第 8 条第 1 項において、教員の氏名等に変更を生じたときは、その旨を記載した届出書を厚生労働大臣（地方厚生局）に提出しなければならないことと規定されている。 しかし、当該養成施設は、平成 21 年度以降の教員の変更を行ったもののうち、失念していたことが原因で、新任届（1 人）及び退任届（1 人）を道厚生局に提出していない。</p> |
| <p>事例 26 教員に関する必要な変更届を提出してない（製菓衛生師） （事例の概要） 法施行令第 21 条第 3 項及び施行規則第 20 条第 3 項において、養成施設の教員に変更があるときは、都道府県知事に変更届を提出しなければならないと規定されている。 しかし、当該養成施設は、この規定について十分に理解していなかったため、平成 23 年度から 25 年度の間、新規採用又は同施設の他科から異動した教員 5 人（平成 24 年度：新規採用者 2 人、同施設他科からの異動者 1 人、25 年度：新規採用者 2 人）についての変更届を道に提出していない。</p> |

事例 1 - (1) - イ - (ウ) 通信課程の教員に関する事例表

| 事例の説明 |
|---|
| <p>事例 27 通信課程に必要な添削指導教員を配置していない（理容師）</p> <p>（事例の概要）</p> <p>指導要領 3 - (5) において、通信課程を併設する養成施設が通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する場合であっても、添削指導を行う者は当該養成施設の教員であることが規定されている。</p> <p>しかし、当該養成施設が受託機関との間で締結した「通信授業に関する業務委託基本契約書（以下「委託契約書」という。）」第 1 条に定めている当該養成施設の業務は、i) 入学者名簿の作成及び提出、ii) 通信教育費の支払、iii) 休学、退学、住所不明者等の調査及び通知とされている。</p> <p>一方、委託契約書第 2 条に定めている受託機関の業務は、i) 教材の作成及び配布、ii) 補助教材の作成及び配布、iii) 添削指導に係る報告課題の作成、添削の処理及び保管、iv) 学業成績の評定及び成績の結果通知等とされている。</p> <p>このため、契約書上、添削指導は当該養成施設の教員ではなく受託機関が行うこととなっている。</p> <p>当該養成施設は、指導要領をよく理解していなかったため、添削指導を受託機関に一任し、当該養成施設の通信課程には添削指導教員を配置していないとしている。</p> |

事例 1 - (1) - イ - (エ) 教員の資格要件の証明書類等に関する事例表

| 事例の説明 |
|--|
| <p>事例 28 教員の資格要件を証明する書類等を徴していない（歯科衛生士）</p> <p>（事例の概要）</p> <p>道厚生局は、平成 23 年度から、養成施設に対し自己点検の実施を要請しており、また、道厚生局のホームページにおいて自己点検表の様式を公表している。</p> <p>道厚生局が示している歯科衛生士養成施設自己点検表においては、点検事項として「教員資格要件を満たすことを客観的に証明する書類があるか」を、就任承諾書、履歴書、発表文献の写し及び免許証の写しにより確認することが求められている。</p> <p>しかし、当該養成施設は、教員の資格要件を証明する書類等を徴することを失念していたため、平成 26 年度に当該養成施設に在籍している全教員 41 人のうち、免許証の写しを徴していないものが 1 人、就任承諾書を徴していないものが 2 人みられた。</p> |
| <p>事例 29 専任教員の資格要件を証明する書類を徴していない（看護師）</p> <p>（事例の概要）</p> <p>指導要領第 4 - 1 - (3) - イ において、専任教員の資格要件として、看護教員養成講習会を修了することが規定されており、この要件を確認できる書面を徴する必要がある。</p> <p>当該養成施設は、資格要件を証明する書類を徴することを失念していたため、平成 26 年度の専任教員 1 人の看護教員養成講習会の修了を証明する書類を徴しておらず、要件の充足が確認できない。</p> |
| <p>事例 30 専任教員の資格要件を証明する書類を徴していない（介護福祉士）</p> <p>（事例の概要）</p> <p>指定規則第 5 条第 8 号において、「介護」領域の教科目を教授する専任教員は、介護教員講習会を修了した者であることと規定されており、採用に当たっては、その要件を確認できる書面を徴する必要がある。</p> <p>当該養成施設において「介護」領域の教科目を教授している専任教員 1 人は、教員調書において平成 15 年 8 月に介護教員講習会を修了したと記載されている。しかし、当該養成施設は、教員本人が介護</p> |

事例の説明

教員講習会の履修証明書を紛失したとして同証明書を教員調書に添付しておらず、当該講習会を修了したことが確認できない。

事例 31 専任教員以外の教員の資格要件を証明する書類等を徴していない（介護福祉士）

（事例の概要）

指針別添 2 の 7 - (4) において、専任教員以外の教員は、教育する内容について相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として養成施設が認めた者であることと規定されており、採用に当たっては、学識経験や資格等を確認できる書類を徴する必要がある。

当該養成施設は、資格等を証明する資料を徴することを失念していたため、平成 22 年度以降に採用された専任教員以外の教員 3 人からこれらの資料を徴していないほか、5 人の教員からは当該養成施設の教員として就任することを承諾した就任承諾書を徴していない。

事例 32 教員の資格要件を証明する書類を徴していない（食品衛生管理者・食品衛生監視員）

（事例の概要）

道厚生局は、平成 23 年度から、養成施設に対し自己点検の実施を要請しており、また、道厚生局のホームページにおいて自己点検表の様式を公表している。

道厚生局が示している食品衛生管理者・監視員養成施設自己点検表においては、点検事項として、全ての教員について履歴書や各種資格証等を備えていることを確認することが求められている。

当該養成施設は、事務手続上、専任教員を採用する際には最終修了大学院等の卒業証明書を徴することとしている。

しかし、当該養成施設は、平成 26 年度開講科目を担当する専任教員 17 人のうち 1 人については、卒業証明書を徴することを失念したため、卒業証明書を徴していない。

事例 33 非常勤教員の資格要件を証明する書類を保管していない（保育士）

（事例の概要）

基準別紙 1 の第 2 - 4 - (2) - ウ において、指定保育士養成施設に非常勤教員を置く場合には、教科担当専任教員に準ずる者又は専門科目に関する実務に深い経験を有する者とする規定されており、採用に当たっては、当該要件を確認できる書類を徴し、これを保管しておく必要がある。

当該養成施設は、3 人の非常勤教員に関する取得資格等を確認する書類を徴していたが、コピーをしないまま法人本部に送付してしまったことから、これらの者の資格を確認できる書類を保管していない。

事例 1 - (1) - ウ 生徒の入所資格に関する事例表

| 事例の説明 |
|---|
| <p>事例 34 入所資格に係る審査が適切でないため、入所に必要な資格要件（実務経験年数）を誤認して入所させていた（社会福祉士）</p> <p>（事例の概要）</p> <p>法第 7 条第 1 号から第 12 号までの各号において、社会福祉士養成施設への入所要件が規定されている。</p> <p>しかし、次のとおり、当該養成施設における生徒の入所資格に係る審査が適切とはいえない状況が認められた。</p> <p>i) 平成 25 年度に入所した生徒 1 人について、入所資格の確認漏れのため、法第 7 条第 11 号の入所要件（厚生労働省令で定める指定施設において 4 年以上相談援助業務に従事）に該当する者として入所させているが、実際は指定施設における実務経験年数が 4 年に満たない者（12 日間不足）を入所させている。</p> <p>ii) 同生徒の相談援助業務の従事期間が修了していない時点の「実務経験証明書」によって実務経験年数を確認している。</p> <p>【同生徒の指定施設における相談援助業務の従事期間及び実務経験証明書の日付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 21 年 4 月 13 日～25 年 3 月 31 日（12 日間不足） ○ 実務経験証明書の日付：平成 25 年 3 月 28 日 <p>なお、当該養成施設は、同生徒が現在も在籍しており、2 年制短期大学を卒業していることから、入所要件については、法第 7 条第 10 号（2 年制短期大学を卒業した者であって、指定施設において 2 年以上相談援助業務に従事）の規定に該当する者として取り扱い、同生徒に対して、短期大学の卒業証明書の提出を求めることとしている。</p> |
| <p>事例 35 生徒から資格確認資料（高等学校の卒業証明書等）を徴していない又は保存していない（介護福祉士）</p> <p>（事例の概要）</p> <p>指針別添 2 の 6 - (2) - アにおいて、養成施設においては、入所資格を確認するため、入所希望者（生徒）に対して、入所願書に併せて高等学校卒業証明書等大学に入所することができることを証する書面を提出させることが規定されているとともに、同指針別添 2 の 6 - (8)において、入所、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類を確実に保存することが規定されている。</p> <p>しかし、平成 23 年度から 25 年度の間当該養成施設へ入所した生徒のうち、次の 6 人の卒業証明書等が確認できなかった。</p> <p>なお、当該養成施設がこれらの生徒から卒業証明書等を徴していなかったのか又は徴したが紛失したのかについては不明である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度入所した生徒 81 人のうち 4 人 ○ 平成 24 年度入所した生徒 56 人のうち 1 人 ○ 平成 25 年度入所した生徒 79 人のうち 1 人 |
| <p>事例 36 生徒から資格確認資料（高等学校の卒業証明書等）を徴していない又は保存していない（介護福祉士）</p> <p>（事例の概要）</p> <p>平成 23 年度に当該養成施設へ入所した生徒 35 人のうち 1 人の卒業証明書等が確認できなかった。</p> <p>なお、当該養成施設が同生徒から卒業証明書等を徴していなかったのか又は徴したが紛失したのかに</p> |

事例の説明

については不明である。

事例 37 生徒から資格確認資料（高等学校の卒業証明書等）を徴していない（介護福祉士）

（事例の概要）

当該養成施設は、平成 24 年度に入所した生徒 74 人のうち 1 人の卒業証明書等を徴していない。
 なお、同生徒は、平成 24 年 4 月に入所し、同年 5 月末に退所している。

事例 38 生徒から徴した資格確認資料（高等学校の卒業証明書等）を確実に保存していない（介護福祉士）

（事例の概要）

当局が当該養成施設を実地に調査した日において、当該養成施設は、次の 17 人の生徒の卒業証明書等の保管場所を認識しておらず、卒業証明書等の所在が確認できない。

- 平成 23 年度入所した生徒 40 人のうち 4 人
- 平成 24 年度入所した生徒 43 人のうち 13 人

なお、当該養成施設では、当局の調査後に、当該 17 人の生徒に係る卒業証明書等の所在を把握し、保存している。

事例 39 生徒から資格確認資料（高等学校の卒業証明書等）を徴していない又は保存していない（保育士）

（事例の概要）

法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 1 号において、入所資格を有する者は、学校教育法による高等学校を卒業した者等と規定されており、当該養成施設は、入所資格を確認するために、入所した生徒から高等学校の卒業証明書等を提出させているが、平成 24 年度に入所した生徒 49 人のうち 1 人（第 1 学年途中で退所）の高等学校卒業証明書が確認できなかった。

なお、当該養成施設が同生徒から卒業証明書等を徴していなかったのか又は徴したが紛失したのかについては不明である。

事例 1 - (1) - エ - (7) 授業や試験の実施方法等に関する事例表

事例の説明

事例 40 講義形式の授業にシラバス（授業計画）で定めていない演習行事への出席を組み入れるなど授業の管理が適切でないため、年間の授業回数が年度やクラスによって相違している（介護福祉士）

（事例の概要）

介護福祉士の資格取得要件については、法第 39 条第 1 項において、養成施設において 2 年以上必要な知識及び技能を修得することが規定されており、法施行令第 2 条並びに指定規則第 5 条第 3 号及び指定規則別表第 4 において、養成施設として必要な教育内容（教科目）及び必要な授業時間数が規定されている。

当該養成施設における平成 23 年度から 25 年度の必修教科目（講義）については、以下のとおり、i) シラバスでは定めていない演習行事への出席を授業に組み入れ、当該行事に出席を要する授業回数の取扱いが年度やクラスにより相違している、ii) 生徒の出席簿や校務日誌の記入誤り、記入漏れ等が見られるなど、当該養成施設が授業の実施状況を適切に管理、記録していないことから、年間授業回数が年度やクラスによって相違している状況が認められた。

i) 本教科目の授業については、シラバスにおいて、第 1 学年 2 クラスの生徒を対象に講義形式で行うことが定められている。当該養成施設は、介護実習に関する知識等の向上に資するため、従来

事例の説明

から、この授業に第2学年の生徒を対象とした演習行事（2日間）への出席を組み入れ、第1学年の生徒に対しても出席を義務付けている。しかし、当該養成施設は、この演習行事への出席についてシラバスに定めておらず、次のとおり、出席を要する授業回数の取扱いも年度やクラスによって相違している。

- 平成23年度における演習行事に出席を要する授業回数の取扱い
X組については、1日目の授業回数を2回、2日目の授業回数を3回の合計5回として取り扱っている。一方、Y組については、両日とも授業回数を2回（合計4回）として取り扱っており、両組において出席を要する授業回数の取扱いが相違している。
 - 平成24年度及び25年度における演習行事に出席を要する授業回数の取扱い
X組及びY組のいずれについても、1日目の授業回数を2回、2日目の授業回数を2回の合計4回として取り扱っている。
- ii) 指針別添2の6-(8)において、入所、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類は確実に保存することが規定されている。
- 本教科目の授業については、次のとおり、生徒の出席簿及び校務日誌の記入誤り、記入漏れ等が散見されるなど授業の実施状況が適切に管理、記録されておらず、補講の実施日や生徒の出欠状況が確認できない授業もみられる。
- 平成23年度のX組の授業4回（6月28日、8月23日、11月24日及び2月27日）については、生徒の出席簿で自習となっているが、これらの自習に代わる補講2回（7月4日及び2月16日）の実施日が出席簿に記録されておらず、生徒の出欠状況が確認できない。
また、平成23年度のY組の授業4回（6月28日、8月23日、11月24日及び2月9日）については、生徒の出席簿で自習となっているが、これらの自習に代わる全ての補講の実施日が出席簿及び校務日誌に記録されておらず、生徒の出欠状況が確認できない。
 - 平成25年3月3日のY組の授業（2講目）については、生徒の出席簿に欠席者14人分の記録がない。
 - 平成24年8月30日のX組及びY組の授業については、担当教員の出張により授業が実施されていないが、生徒の出席簿に出欠状況が誤って記録されている。
 - 平成26年3月2日のX組の授業（2講目）については、生徒の出席簿に欠席者12人の記録がない。また、同日のY組の授業（2講目）については、生徒の出席簿に全員（40人）の出欠記録がない。
 - 平成25年11月6日のX組の授業については、生徒の出席簿及び校務日誌では自習となっているが、これに代わる補講の実施日（10月23日2講目）が校務日誌に記録されていない。また、生徒の出席簿に同組の授業日ではない平成25年9月26日が誤って自習と記録されている。
- このように、当該養成施設が授業の実施状況を適切に管理していないことから、シラバスで年間30回と定められている授業回数が年度やクラスによって相違している。
- 平成23年度の年間授業回数：X組及びY組ともに30回
（注）出席簿及び校務日誌に記録されていないものの、当該養成施設は、Y組の自習に代わる補講を6月28日、8月23日、11月24日及び2月9日に実施したとしており、この補講回数を含めるとY組の年間授業回数は34回となる。
 - 平成24年度の年間授業回数：X組が33回であるのに対し、Y組は31回
 - 平成25年度の年間授業回数：X組が30回であるのに対し、Y組は31回

事例41 本試験の合格者よりも追試験の合格者の方が高い成績となっている（理容師）

（事例の概要）

指導要領の1-(4)-ケにおいて、養成施設の指定申請書には学則を添付することが規定されており、また、指導要領の2-(4)-サにおいて、学則には成績考査について明示することが規定されている。

当該養成施設は、学則において、本試験に不合格であった者は追試験を、追試験で不合格の者は特別

事例の説明

試験を受験させる場合があると規定しており、成績評価に係る細則において、本試験は 45 点以上を合格とすることを、追試験及び特別試験の最高点は 45 点とすることを規定している。

しかし、当該養成施設は、平成 23 年度に追試験を受検させた生徒のうち 1 人について、追試験の最高点を超える得点を与えたため、本試験合格者よりも高い成績となっている。

なお、当該養成施設は、道厚生局が過去に実施した指導調査においても、本事例と同様に「本試験合格者よりも追試験合格者の方が高い成績となっている」との指摘を受けている。

事例 42 指定基準等を満たしていない合格基準により成績評価を行っている（製菓衛生師）

（事例の概要）

施行通知 2－(6)－ア（授業に関する事項）に基づき定める別表第 2 の備考 2 において、「製菓実習は実技試験を行い、合計点が満点の概ね 6 割以上である者を修了した者とする」ことが規定されている。

しかし、当該養成施設は、製菓実習の実技試験について満点の 5 割以上を合格者としている。

このことについて当該養成施設は、別表第 2 の備考 2 において製菓実習の実技試験の合格基準が規定されていることを知らなかったために、他の定期試験と同様に 50 点以上の者を合格させていたとしている。

事例 43 公欠とする規定のない学校行事への参加を公欠としている（製菓衛生師）

（事例の概要）

道厚生局は、平成 23 年度から、養成施設に対し自己点検の実施を要請しており、また、道厚生局のホームページにおいて自己点検表の様式を公表している。

道厚生局が示している製菓衛生師養成施設自己点検表においては、学校教育法施行規則第 4 条に基づき、学則には学習の評価及び課程の修了の認定に関する事項を定めることが求められている。

しかし、当該養成施設は、学則等に公欠要件（授業を欠席としない要件）を定めていないため、平成 25 年度に入所した生徒（1 年課程の 1 学級）の出席簿により出欠状況を把握したところ、次のとおり、学校行事への参加による欠席を公欠として扱っていた。

○ 前期開講の必修 8 科目のうち 5 科目 29 回の授業について、学校行事に参加した延べ 150 人を出席扱いとしている

当該養成施設は、これまで学校行事への参加を公欠として扱うことを慣行としており、公欠の要件を学則等に定めなければならないことを知らなかったとしている。

事例 44 授業記録が適切でないため適正に授業が行われているかを確認できない（歯科衛生士）

（事例の概要）

道厚生局は、平成 23 年度から、養成施設に対し自己点検の実施を要請しており、また、道厚生局のホームページにおいて自己点検表の様式を公表している。

道厚生局が示している歯科衛生士養成施設自己点検表においては、養成施設が、「指定規則別表に定める学科課程が確実に実施されていること」を点検することとされている。

当該養成施設は、授業記録として、授業教科目ごとに出席簿、講義内容記録及び学級日誌を作成し保管している。

しかし、当該養成施設は、これらの授業記録の作成に当たり、授業教科目を担当する教員が複数名いる場合は、実際に授業を行った教員ではない教員の氏名を記載することとしている。

このため、当該養成施設の授業記録をみると、1 人の教員が、同一日の同一時限に、指定基準等を超える 100 人以上の生徒に対して授業を行ったことになっているなど適正に授業が行われているかを確認できない。

事例 1 - (1) - エ - (イ) 補講に関する事例表

| 事例の説明 |
|--|
| <p>事例 45 休講となった2回の授業に代わる補講が1回しか実施されていない（食品衛生管理者・食品衛生監視員）</p> <p>（事例の概要）</p> <p>食品衛生管理者・食品衛生監視員の資格については、法第48条及び法施行令第9条において、養成施設において所定の課程を修了した者と規定されており、当該養成施設の学則において、必要な単位数及び教科目が規定されている。</p> <p>当該養成施設における平成25年度の環境衛生学の授業については、全15回の授業のうち2回が休講となっている。しかし、当該養成施設は、補講の実施を担当教員に任せ、その実施状況について適切に把握、管理していないため、2回の休講に代わる補講を1回しか実施していない。</p> <p>なお、平成25年度において、当該授業科目の単位認定を受けて、本資格の任用資格を取得した生徒は40人となっている。</p> |
| <p>事例 46 履修時間数が不足している生徒に対する補講時間数が不足している（介護福祉士）</p> <p>（事例の概要）</p> <p>介護福祉士の資格取得要件については、法第39条第1項において、養成施設において2年以上必要な知識及び技能を修得することが規定されており、法施行令第2条並びに指定規則第5条第3号及び指定規則別表第4において、養成施設として必要な教育内容（教科目）及び必要な授業時間数が規定されている。</p> <p>当該養成施設における平成25年度の必修教科目の授業（全22回、講義及び演習）については、欠席が多いために履修時間数が不足する生徒に対して3回の補講が実施されている。当該養成施設は、補講の実施を担当教員に任せ、その実施状況について適切に把握、管理していないことから、次のとおり、正規の授業時間数が1回90分間であるのに対し、いずれの補講時間数も1回80分間と10分間不足している。また、これらの補講の実施内容についても記録されていない。</p> <ul style="list-style-type: none">i) 1回目の補講時間（対象生徒2人）16:20～17:40（80分間）ii) 2回目の補講時間（対象生徒2人）9:00～10:20（80分間）iii) 3回目の補講時間（対象生徒2人）16:20～17:40（80分間） |
| <p>事例 47 全校生徒が参加する体育行事の練習への参加を休講となった授業（演習）の補講に充てており、補講内容が適切ではない（介護福祉士）</p> <p>（事例の概要）</p> <p>当該養成施設における平成25年度の必修教科目の授業（演習）については、全15回の授業のうち1回（7月29日）が休講となっている。</p> <p>当該養成施設は、この休講に代わる補講の実施を担当教員に任せ、その実施状況について適切に把握、管理していなかったことから、全校生徒が参加する体育行事の練習（7月14日）への参加を休講に代わる補講に充てている。また、この補講の対象となった生徒42人の補講当日の出席状況も記録されていない。</p> |

事例の説明

事例 48 当該教科目を履修する全生徒が参加する行事への参加を自習となった授業(講義)の補講に充てており、補講内容が適切ではない(介護福祉士)

(事例の概要)

当該養成施設における平成 25 年度の必修教科目の授業(講義)については、全 30 回の授業のうち 1 回(9月 26 日)が自習となっている。

当該養成施設は、この自習に代わる補講の実施を担当教員に任せ、その実施状況について適切に把握、管理していなかったことから、当該教科目を履修する全生徒が参加する他学年を対象とした演習行事(3月 2 日)への参加を自習に代わる補講に充てている。また、この補講の対象となった生徒 40 人の補講当日の出席状況も記録されていない。

事例 49 履修時間数が不足している生徒に対する補講内容(実施時間数及び実施内容)が記録されていない(介護福祉士)

(事例の概要)

指針別添 2 の 6-(8)において、入所、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類は確実に保存することと規定されている。

当該養成施設は、平成 25 年度に実施した補講について、補講の実施を担当教員に任せ、その実施状況について適切に把握、管理していなかったことから、次のとおり、補講の実施内容(実施時間数及び実施内容)が記録されていない。

- 欠席のため履修時間数が不足する生徒 3 人に対する必修教科目(全 15 回、講義)の補講各 1 回については、生徒の出席簿に実施日の記録があるものの、実施時間数及び補講内容が記録されていない。
- 欠席のため履修時間数が不足する生徒 3 人に対する必修教科目(全 30 回、講義)の補講各 1 回については、生徒の出席簿に実施日の記録はあるものの、実施時間数及び補講内容が記録されていない。

事例 50 履修時間数が不足している生徒に対する補講内容(実施時間数、実施内容等)が記録されていない(保育士)

(事例の概要)

法施行令第 5 条第 1 項において、指定保育士養成施設の指定は厚生労働省令で定める基準に適合する学校又は施設について行うものと規定されている。また、法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号において、当該基準の一つとして厚生労働大臣の定める修業教科目及び単位数を有し、かつ、厚生労働大臣の定める方法により履修するものとする規定されており、告示第 198 号において、指定保育士養成施設における修業教科目、単位数、履修方法等が規定されている。

当該養成施設は、平成 25 年度に、欠席数が多いために履修時間数が不足する生徒に対して補講を実施している。しかし、当該養成施設が補講の実施を担当教員に任せ、その実施状況について適切に把握、管理していなかったことから、次のとおり、補講の実施内容(時間数、実施内容、担当教員の出欠)が記録されていない。

- 必修教科目(全 30 回、演習)の授業については、欠席のため履修時間数が不足する生徒 1 人に対して 3 回の補講が実施されている。しかし、生徒の出席簿に同生徒の補講当日における在校時間帯の記録はあるものの、補講の実施時間数及び補講内容が記録されていない上、教科担当教員の補講当日の出勤記録が確認できない(出勤簿に押印がない)。
- A 必修教科目(全 30 回、講義)、B 必修教科目(全 30 回、演習)、C 必修教科目(全 30 回、演習)及び D 必修教科目(全 30 回、演習)の授業については、欠席のため履修時間数が不足する生徒 1 人に対して合計 13 回の補講が実施されている。しかし、生徒の出席簿に同生徒の補講当日における在

事例の説明

校時間帯の記録はあるものの、各教科目の補講の実施時間数及び補講内容が記録されていない上、教科担当教員2人の補講当日の出勤記録が確認できない（出勤簿に押印がない）。

- 必修教科目（全30回、実技）の授業については、欠席のため履修時間数が不足する生徒1人に対して3回の補講が実施されている。しかし、生徒の出席簿に同生徒が補講当日に登校している記録はあるものの、在校時間帯が不明であり、かつ、補講の実施時間数及び補講内容が記録されていない。
- 必修教科目（全15回、講義）の授業については、欠席のため履修時間数が不足する生徒1人に対して3回の補講が実施されている。しかし、生徒の出席簿に同生徒の補講当日における在校時間帯の記録はあるものの、補講の実施時間数及び補講内容が記録されていない。

事例1-(1)-オ 実習に関する事例表

事例の説明

事例 51 実習を指導するために必要な研修を修了していない者が実習指導者として生徒の指導、評価に当たっている（介護福祉士）

（事例の概要）

法施行令第2条並びに指定規則第5条第14号イ及びロにおいて、i) 介護実習Ⅰの実習指導者については、介護福祉士の資格を有する者又は介護職員として3年以上の実務経験を有する者であることが規定されており、ii) 介護実習Ⅱの実習指導者については、介護福祉士の資格を取得した後、3年以上の実務経験を有する者であって、かつ、介護福祉士実習指導者講習会の課程を修了した者であることが規定されている。

また、i) 法施行令第4条第2項及び指定規則第9条第2項において、実習指導者の氏名に変更があった場合、介護福祉士養成施設の設置者は、その日から1月以内に主務大臣（地方厚生局）に届け出なければならないことが規定されており、ii) 法施行令第5条及び指定規則第10条第3号において、介護福祉士養成施設の設置者は、毎学年度開始後2月以内に、前学年度における実習指導者の異動について主務大臣に報告しなければならないことが規定されている。

平成25年度における当該養成施設の介護実習については、当該養成施設が介護実習に係る指定基準等の規定内容について十分に認識していなかったことから、次のとおり、道厚生局に介護実習施設の実習指導者としての変更届が提出されていない者が生徒に対する実習指導及び評価に当たっていた。これらの者の中には、介護実習Ⅱにおいて、介護福祉士実習指導者講習会の課程を修了せずに生徒の指導、評価に当たっている者がいた。

i) 当該養成施設が介護実習施設に対して各生徒の実習の履修状況、達成状況等に係る評価について報告を求めている実習評価表によると、道厚生局への直近の変更届及び過去5年間の定期報告において新任として記載していない者28人が実際に生徒の指導及び評価に当たっていた。

また、当局の調査後に当該養成施設が確認した結果、この28人のうち16人は、介護実習Ⅱの実習指導者として必要な介護福祉士実習指導者講習会の課程を修了していないにもかかわらず、介護実習Ⅱの実習指導者として生徒の指導、評価に当たっていたことが判明した。

ii) 平成26年4月に介護実習施設の実習指導者1人が新任されているが、当該養成施設は、道厚生局への変更届及び定期報告（新任の記載）を失念して提出していない。

事例の説明

事例 52 道厚生局に変更届が提出されていない者が実習指導者として生徒の指導及び評価に当たっている（介護福祉士）

（事例の概要）

平成 24 年度及び 25 年度における当該養成施設の介護実習については、当該養成施設が介護実習に係る指定基準等の規定内容について十分に認識していなかったことから、次のとおり、道厚生局に介護実習施設の実習指導者としての変更届が提出されていない者が、生徒に対する実習指導及び評価に当たっていた。

- 当該養成施設が介護実習施設に対して各生徒の実習の履修状況、達成状況等に係る評価について報告を求めている実習評価表によると、道厚生局への直近の変更届及び過去 5 年間の定期報告において新任として記載していない者 23 人（24 年度 9 人、25 年度 14 人）が実際に実習の指導及び評価に当たっていた。
- また、当該養成施設は、平成 25 年 5 月の道厚生局への定期報告で新任として記載している 2 人の実習指導者に係る変更届を失念のため提出していない。

事例 53 道厚生局に変更届が提出されていない者が実習指導者として生徒の指導及び評価に当たっている（介護福祉士）

（事例の概要）

平成 25 年度における当該養成施設の介護実習については、当該養成施設が実習に係る指定基準等の規定内容について十分に認識していなかったため、次のとおり、道厚生局に介護実習施設の実習指導者としての変更届が提出されていない者が生徒に対する実習指導及び評価に当たっていた。

- 当該養成施設が介護実習施設に対して各生徒の実習の履修状況、達成状況等に係る評価について報告を求めている実習評価表によると、道厚生局への直近の変更届及び過去 5 年間の定期報告において新任として記載されていない者 2 人が実際に実習の指導及び評価に当たっていた。
- また、平成 24 年度から 26 年度の道厚生局に対する定期報告において新任として記載されている 12 人に係る変更届を失念のため提出していない。

事例 54 道厚生局に変更届が提出されていない者が実習指導者として生徒の指導及び評価に当たっている（社会福祉士）

（事例の概要）

法施行令第 2 条及び指定規則第 3 条第 1 号ワにおいて、相談援助実習を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に 3 年以上従事した経験を有する者であって、かつ、社会福祉士実習指導者講習会の課程を修了した者であることが規定されている。

また、i) 法施行令第 4 条第 2 項及び指定規則第 9 条第 2 項において、実習指導者の氏名に変更があった場合、社会福祉士養成施設の設置者は、その日から 1 月以内に主務大臣（地方厚生局）に届け出なければならないことが規定されており、ii) 法施行令第 5 条及び指定規則第 10 条第 3 号において、介護福祉士養成施設の設置者は、毎学年度開始後 2 月以内に、前学年度における実習指導者の異動について主務大臣に報告しなければならないことが規定されている。

平成 24 年度及び 25 年度における当該養成施設の相談援助実習については、当該養成施設が実習に係る指定基準等の規定内容について十分に認識していなかったことから、次のとおり、道厚生局に相談援助実習施設の実習指導者としての変更届が提出されていない者等が、生徒に対する実習指導及び評価に当たっていた。

事例の説明

- 当該養成施設が相談援助実習施設に対して各生徒の実習の履修状況、達成状況等に係る評価について報告を求めている実習評価表によると、道厚生局への直近の変更届及び過去5年間の定期報告において新任として記載されていない者18人（24年度6人、25年度12人）が実際の実習の指導及び評価に当たっていた。

事例1－(1)－カ 施設・設備に関する事例表

事例の説明

事例55 実習用機械器具及び校舎等の現況に関する変更届を提出していない（食品衛生管理者・食品衛生監視員）

（事例の概要）

法施行令第16条及び法施行規則第53条において、養成施設は、機械器具や校舎の図面及び配置図等に変更が生じた場合、変更後1か月以内に変更届を行わなければならないことが規定されている。

当該養成施設における変更届の励行状況を、申請時の添付資料と現況とを比較してみたところ、i) 実習用機械器具の種類及び数量、ii) 校地及び校舎に大幅な変更が認められるが、当該養成施設は、法令をよく理解していなかったため、変更届を提出していない。

事例56 約7年間、専門図書を新規に購入していない（介護福祉士）

（事例の概要）

指針別添2の2－(12)において、指定規則別表第4に定める教育内容に関する専門図書及び学術雑誌を備えるとともに、生徒の希望を勘案し、定期的にこれらを補充又は更新し、その充実を図ることが規定されている。

しかし、当該養成施設は、一部の学術雑誌は定期購入しているものの、購入費用が負担になることやインターネットで情報を検索するよう生徒に勧めることで足りると理解していたため、次表のとおり、平成19年度以降は一般教養分野及び介護・福祉分野の専門図書等を新規に購入していない。

（表） 当該養成施設における専門図書の蔵書数（単位：冊）

| 区分 | 蔵書数確認年月日及び冊数 | 平成11年6月9日現在の冊数 | 平成19年9月30日現在の冊数 | 以後、当局の実地調査日まで、新規に専門図書を購入していない。 |
|------------|--------------|----------------|-----------------|--------------------------------|
| | | | | |
| 専門図書数 | | 1,581 | 1,590 | |
| うち一般教養分野 | | 70 | 70 | |
| うち介護福祉専門分野 | | 1,511 | 1,520 | |

（注） 当局の調査結果に基づき作成した。

事例 1 - (1) - キ 情報開示に関する事例表

| 事例の説明 |
|--|
| <p>事例 57 開示すべき情報が開示されていない（介護福祉士） （事例の概要） 指針別添 2 の 10 において、介護福祉士養成施設がインターネットや生徒募集用パンフレット等により開示すべきとする情報を 21 事項規定されており、インターネットにより開示した情報については、定期的に更新することが規定されている。</p> <p>しかし、当該養成施設は、指針の規定について認識不足であったことを理由に、次の事項について開示していない。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 開示されていない事項 「財務諸表」、「学則」、「施設の研修施設、図書室（蔵書数を含む。）等の設備の概要」、「科目ごとのシラバス」、「介護実習施設等の名称、住所及び事業内容」 |
| <p>事例 58 開示すべき情報が開示又は更新されていない（介護福祉士） （事例の概要） 当該養成施設は、指針の規定内容について認識不足であったことを理由に、次の事項について開示又は更新していない。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 開示していない事項 「学則」、「養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数）」及び「卒業者の延べ人数」・ 一部のみ開示している事項 「図書室（蔵書数を含む。）の概要」、「介護実習施設等の名称、住所及び事業内容」・ 開示しているが現状の内容に更新していない事項 「教員数、科目ごとの担当教員名（氏名、略歴、保有資格）」 |
| <p>事例 59 開示すべき情報が開示されていない（介護福祉士） （事例の概要） 当該養成施設は、指針の規定内容について認識不足であったことを理由に、次の事項について開示していない。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 開示していない事項 「財務諸表」、「学則」、「科目ごとのシラバス」、「使用教材」・ 一部のみ開示している事項 「施設の研修施設、図書室(蔵書数)等の施設の概要」、「養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数）」 |
| <p>事例 60 開示すべき情報が開示又は更新されていない（介護福祉士） （事案の概要） 当該養成施設は、開示することにより他の養成施設へ情報を与える懸念があることを理由に、次の事項について開示又は更新していない。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 開示していない事項 「施設の研修施設、図書室（蔵所数を含む。）等の設備の概要」、「科目ごとのシラバス」、「教員数、科目ごとの担当教員数（教員の氏名、略歴、保有資格）」・ 開示しているが現状の内容に更新していない事項 「介護実習施設等の名称、住所及び事業内容」 |

事例 1 - (1) - ク 事務処理が適切でないものに関する事例表

| 事例の説明 |
|---|
| <p>事例 61 5年連続で定期報告を期限内に報告していない（介護福祉士）</p> <p>（事例の概要）</p> <p>法施行令第5条において、介護福祉士養成施設の設置者は、指定規則第10条第1号から第4号までに規定する事項（当該学年度の学年別生徒数、前学年度における教育実施状況の概要、前学年度における教員及び実習指導者の異動及び前学年度の卒業生数）の実績について、毎学年度開始後2月以内に、前学年度における実習指導者の異動について主務大臣（地方厚生局長）に報告しなければならないと規定されており、毎年度5月末までに前年度の実績を報告することとされている。</p> <p>しかし、当該養成施設は、報告時期が業務繁忙期と重なることを理由に、次のとおり、5年連続で定期報告を期限内に報告していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度実績の報告時期：平成22年7月20日 ・平成22年度実績の報告時期：平成23年6月24日 ・平成23年度実績の報告時期：平成24年6月29日 ・平成24年度実績の報告時期：平成25年6月7日 ・平成25年度実績の報告時期：平成26年6月10日 |
| <p>事例 62 生徒の出席簿に記載漏れがある（介護福祉士）</p> <p>（事例の概要）</p> <p>当該養成施設における平成25年度の必修教科目（全10回、演習）の最終日の授業については、担当教員が生徒の出席簿へ記録することを失念したため、2クラス82人の生徒の出欠状況が記録されていない。</p> |
| <p>事例 63 生徒の出席簿や校務日誌に記載誤り、記載漏れがある（介護福祉士）</p> <p>（事例の概要）</p> <p>指針別添2の6-(8)において、入所、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類は確実に保存することが規定されている。</p> <p>当該養成施設は、授業の出欠管理を担当教員に任せ、授業の実施状況を適切に把握、管理していないことから、次のとおり、平成25年度の授業において、生徒の出席簿や校務日誌への記録が適切でないものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必修教科目の授業（全30回、講義） <ul style="list-style-type: none"> 生徒の出席簿では、平成25年12月13日の3回（3講目、4講目及び5講目）の授業が自習と記録されている一方で、校務日誌では、12月13日の自習は2回（3講目及び4講目）のみと記録されており、両記録の内容が相違している。 また、生徒の出席簿では、10月25日から2月28日までの間に実施された15回の授業については全員が出席した記録となっているが、実際は10月25日に2人の欠席者がおり、出席簿に欠席者の記録漏れがある。 ○ 必修教科目の授業（全30回、講義） <ul style="list-style-type: none"> 生徒の出席簿では、当該教科目について、2クラスに対して平成26年1月27日に2回、29日に2回の授業を実施したと記録されている一方で、校務日誌では、両クラスとも27日には授業を実施した記録がなく、29日に1回のみ実施した記録となっており、両記録の内容が相違している。 |
| <p>事例 64 健康診断結果を徴していない生徒がいる（社会福祉士）</p> <p>（事例の概要）</p> |

事例の説明

指針別添1の6-(6)において、社会福祉士養成施設は、生徒に対して健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生に必要な措置を講ずることが規定されている。

当該養成施設は、生徒が入所してから一定期間経過後に、生徒に対して健康診断結果を提出するよう求めているが、事務担当者の確認漏れのため、平成25年度入所者2人の健康診断結果を徴していない。

事例 65 生徒に係る実務経験証明書の記入年月日が記入されていない（社会福祉士）

（事例の概要）

当該養成施設は、入所者の資格要件（法第7条第1号から第12号で規定）の一つである実務経験年数を確認する資料（実務経験証明書）を入所希望者（生徒）から提出させている。しかし、事務担当者の確認漏れのため、平成25年度入所の生徒1人については、この証明書の日付欄に記入年月日が記入されておらず、入所資格の確認時期が明確でない。

事例 66 教員の出勤簿に押印漏れがある（はり師・きゅう師）

（事例の概要）

当該養成施設の平成25年度の教員の出勤簿において、次のとおり、教員2人分の出勤印の押印漏れが4件みられた。

- ・ A教員（平成25年6月1日（土）、同年9月21日（土））
- ・ B教員（平成25年5月18日（土）、同年6月1日（土））

事例 67 教員の出勤簿に押印漏れがある（介護福祉士）

（事例の概要）

当該養成施設の平成25年度の教員の出勤簿において、次のとおり、教員1人分の出勤印の押印漏れが1件みられた。

- ・ A教員（平成25年7月8日）

事例 68 教員の出勤簿に押印漏れ等がある（介護福祉士）

（事例の概要）

当該養成施設の平成25年度の教職員の出勤簿において、次のとおり、7人分の教職員の出勤印の押印漏れ又は有給休暇等の記載漏れがみられた。

- ・ A教員（平成26年3月31日（月）（出勤印押印漏れ））
- ・ B教員（平成25年12月10日（火）、同月11日（水）（いずれも出勤印押印漏れ））
- ・ C教員（平成26年3月31日（月）（出勤印押印漏れ））
- ・ D教員（平成26年3月31日（月）（有給休暇の記載漏れ））
- ・ E教員（平成25年8月14日（水）～16日（金）（14日（水）：夏期休暇の記載漏れ、15日（木）及び16日（金）：有給休暇の記載漏れ））
- ・ F職員（平成25年8月12日（月）～16日（金）（12日（月）：代休の記載漏れ、13日（火）：夏期休暇の記載漏れ、14日（水）～16日（金）：有給休暇の記載漏れ））
- ・ G職員（平成25年4月30日（火）（出勤印押印漏れ））

図表 1 - (2) - ① 道厚生局が開催した説明会の概要

| 説 明 会 の 概 要 | |
|--------------------|--|
| 会場、開催年月日 及び対象分野 | (会場) 道厚生局第一会議室 (札幌市) (開催年月日及び対象分野) ・平成 23 年 5 月 25 日 (午前) : 福祉分野 ・ " " (午後) : 看護分野 ・平成 23 年 5 月 26 日 (午前) : 医療分野 ・ " " (午後) : 生活衛生分野 |
| 参加養成施設数 | ・福祉分野 48 施設 ・看護分野 43 施設 ・医療分野 28 施設 ・生活衛生分野 29 施設 (合計 148 施設) ※ 本説明会に出席していない養成施設数は 5 施設 |
| 説明内容等 | ・指導調査結果に基づく留意事項 ・自己点検表のリストについて ・事務担当者マニュアルについて ・事前提出質問に関する質疑応答 ・その他連絡事項 |

(注) 道厚生局の資料に基づき当局が作成した。

図表 1 - (2) - ② 調査対象養成施設における自己点検の実施状況等

| 養成施設 | 自己点検の実施状況 | 自己点検の重要性や有効性、説明会の開催の必要性についての意見 |
|------|---|--|
| A | 未実施 | 今回、総務省の調査を受けるに当たって、自己点検表の内容を確認したが、点検事項が分かりやすいため、今後自己点検を行うようにしたい。 また、平成 23 年 5 月に道厚生局が開催した説明会に出席しているが、参考になったので、今後も開催されれば出席したい。 |
| B | ・一部実施 (平成 25 年度末) ・厚生局が示している様式を利用して、各課程の教務主任が点検を実施。 | 学校全体として改善すべきものは改善し、より良い方向に向けていくために、平成 25 年度末に初めて自己点検を実施した。その結果、改善を検討する事項もみられたので、自己点検は有効である。 また、平成 23 年 5 月の道厚生局が開催した説明会に出席しているが、とても参考になった。当施設の担当者の異動や制度が変更されることがあるので、今後も説明会が開催されれば、是非出席したい。 |
| C | 未実施 | 今回、総務省の調査を受けるに当たって、自己点検を実施してみたが、点検すべき内容を確認でき有効であったので、今後は自己点検を行っていききたい。 また、平成 23 年 5 月に道厚生局が開催した説明会に出席しているが、参考になったので、定期的に開催されるとありがたい。 |
| D | 未実施 | これまで自己点検を実施した記録はない。 今回、総務省の調査を受けるに当たって、自己点検を実施してみたが、点検すべき内容を確認でき有効であったので、今後は自己点検を行っていききたい。 また、平成 23 年 5 月に道厚生局が開催した説明会には前任者が出席しているが、異動で交代したので、今後も開催されるのであれば出席したい。 |
| E | ・定期的実施 (平成 24 年度から) ・各地方厚生局が示している自己点検表を利用して、平成 24 年度から | 養成施設として自己点検を実施する必要性は高いと思うので今後も継続したい。 また、平成 23 年 5 月に道厚生局が開催した説明会に出席し、指定基準等について理解が深まったので、今後も開催されるようであれば出席したい。 |

| 養成施設 | 自己点検の実施状況 | 自己点検の重要性や有効性、説明会の開催の必要性についての意見 |
|------|--|---|
| | 毎年度1回、事務担当者が実施。 | |
| F | 未実施 | <p>これまで自己点検については意識しておらず、前任者のときから実施していなかった。今回、総務省からいくつかの指摘を受け、事務局と教員との両方で自己点検を実施し、確認することが大切であると認識した。</p> <p>平成23年5月に道厚生局が開催した説明会には前任者が出席しているが、今後も開催されるのであれば出席したい。</p> |
| G | 未実施 | <p>自己点検表が公表されていることは知らず、これまでは自己点検を実施していない。自己点検の実施が重要であると考えているので、今後は事務局と教員とが一緒に点検を行いたい。</p> <p>また、平成23年5月に道厚生局が開催した説明会には、退職した者が出席しているが、今後、開催されるのであれば是非出席したい。</p> |
| H | <ul style="list-style-type: none"> ・一部実施（平成23年9月及び26年6月） ・上記2回の自己点検については、各地方厚生局が示している自己点検表を利用して、事務担当者を点検者、教員を確認者として実施。 | <p>平成23年9月の自己点検は、21年に道厚生局の指導調査結果を受けて実施したものであるが、その後3年間程度は自己点検を実施していなかった。平成26年6月の自己点検は、同局の指導調査の対象となる時期であることを想定して実施したものである。自己点検の重要性や有効性については十分に認識しており、今回、総務省から指摘を受けた事項も含め、改めて事務局と教員との間で確認を徹底し、的確に点検していきたい。</p> <p>また、指定基準等の理解を深めるためにも、定期的な説明会の開催を望む。</p> |
| I | 未実施 | <p>これまでは定期報告の機会や変更届等の機会に、関連事項について確認する程度で、指定基準等全般の遵守状況を確認する自己点検は実施していなかった。今回の総務省の調査を受け、定期的に確認すべき事項もあると認識したので、今後は公表されている自己点検表を活用するなどして自己点検を実施したい。</p> <p>また、当施設の場合、実習施設や実習指導者の変更が頻繁にあり、実務上、定期報告や変更届が必要な事項の考え方等について不明な点が生ずるケースが多いので、定期的な説明会を是非開催してほしい。</p> |
| J | 未実施 | <p>昨年度から事務を担当して業務を行っているが、自己点検については、前任の担当者から特に引き継ぎもなく、自己点検表の様式をみたことがなかった。今回、総務省の調査を受けるに当たって、自己点検表の内容をみたが、例えば、変更届が必要な場合の内容等も記載されており、有効であると思うので、今後実施していきたい。</p> <p>また、平成23年5月に道厚生局が開催した説明会には、当時の事務担当者が出席しているが、担当者の異動や制度が変更されることがあるので、今後も説明会を開催してもらいたい。</p> |
| K | 未実施 | <p>当施設が併設する他の養成課程については、自己点検を実施していたが、本養成課程で実施することまでは考えていなかった。しかし、定期的にチェックを行うという意味では、自己点検は有効であると考えている。</p> <p>また、平成23年5月に道厚生局が開催した説明会には欠席したが、担当者の異動や制度が変更された場合に説明会を開催してもらいたい。</p> |
| L | 未実施 | <p>本課程として自己点検を実施したことはないが、平成23年度に、当施設が併設する他の養成課程が道厚生局の指導調査の対象となった際に、道厚生局が示している自己点検表の様式で点検を行ったことはあり、自己点検を行うことは有効であると考えている。</p> |

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。

なお、当局の現地調査を受けるに当たって初めて自己点検を実施したものについては、「未実施」とした。

2 入所定員の充足状況の把握等

| 通 知 | 説明図表番号 |
|---|--------------|
| <p>養成施設に入所させる生徒数については、入所定員を上回るいわゆる定員超過の場合、入所定員に応じて必要な施設・設備の基準や教員数の要件などに合致せず、生徒の教育環境に悪影響を及ぼすことも懸念され、一方、大幅な欠員が継続した場合などは、養成施設の健全な運営に支障をきたしかねない懸念があり、養成施設は、入所定員に見合った生徒数となるよう、入所させる生徒数を適切に管理することが重要である。</p> <p>現行の各資格の指定基準等をみると、資格によっては養成施設の入所定員を遵守するよう規定しているものがある一方で、特段の規定がないものもある。道厚生局では、入所定員の遵守について、1 養成施設につきおおむね5年に1回実施する指導調査の機会において、指定基準等における入所定員の遵守に係る規定の有無にかかわらず、継続して入所定員が超過している場合や入所定員の遵守意識が低いと考えられる養成施設を指導の対象としている。</p> | <p>図表2-①</p> |
| <p>今回、12 養成施設 22 課程における平成 22 年度から 26 年度までの入所定員の充足状況について調査したところ、10 施設 14 課程において生徒数が入所定員を超過している年度があり、それらのうち、5 か年度継続して生徒数が入所定員を超過していたものが2 施設 4 課程認められた。</p> <p>一方、入所者数が入所定員の半数に満たない年度があるものも6 施設 8 課程あった。</p> <p>また、5 か年度継続して生徒数が入所定員を超過している2 施設 4 課程のうち、1 施設 3 課程では、平成 21 年度に道厚生局の指導調査において入所定員を遵守するよう指導を受けているが、その後も継続して入所定員が超過していることから、指導調査の機会における指導だけでは改善されない結果となっている。</p> <p>このようなことから、権限移譲後の道における指定・監督等に係る事務に資するため、管内の養成施設における経年の入所定員の充足状況を把握し、入所定員の超過や大幅な欠員が常態化している養成施設がある場合は、当該養成施設から実情を聴取するなどしてその原因や対応方針等を確認し、必要に応じて、指導、助言等を行うことが必要と考えられる。</p> <p>したがって、道厚生局は、養成施設における適正な運営を確保するとともに、権限移譲後の道による円滑な行政運営に資する観点から、権限移譲までの間に、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 管内の養成施設から提出された定期報告又は適宜の方法により、養成施設における過去一定期間の入所定員の充足状況を把握し、必要に応じて、養成施設に対する指導、助言等を行うこと。</p> <p>② 上記①で把握した情報を道に提供すること。</p> | <p>図表2-②</p> |

(説明)

図表 2-① 指定基準等における入所定員に関する規定状況 (調査対象養成施設に係る資格関係)

| 分野 | 資格 | 規定の有無 | 指定基準等における規定内容の抜粋 (根拠条文等) |
|------|--------------------|-------|--|
| 医療 | はり師及びきゅう師 | あり | 「(略) 学生定員の超過は、各学校養成所 (施設) 指定規則に違反するものであり、授業環境の悪化による教育の質の低下を来すことともなるので、各養成所においては、入学者の選抜に際して、(略)、学生数が定員を超過することがないように入学者の決定を行われたい(略)」(「学生定員の遵守について」(平成 11 年 1 月 12 日付け医事第 1 号はり師、きゅう師等 12 養成所 (施設) の長宛て厚生省健康政策局医事課長通知)) |
| | 歯科衛生士 | あり | 「学則に定められた学生の定員が守られていること」(指導要領別紙第四 - (1)) |
| | 看護師 | あり | 「一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は 40 人以下であること」(指定規則第 4 条第 1 項第 5 号) |
| 福祉 | 保育士 | あり | 「(略) 入学定員を超過して学生を受け入れることは、適切な学習機会や環境を阻害することにつながりかねないことから、入学定員を超過して学生を受け入れている指定施設に対しては、定員遵守の指導を基本とし、定員超過の解消に努めさせること。(略)」(「指定保育士養成施設の運営適正化について」(平成 17 年 11 月 17 日付け雇児保発第 1117001 号各地方厚生 (支) 局健康福祉部長宛て厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)) |
| | 社会福祉士 | あり | 「学則に定める生徒定員は、生徒の確保の見通し及び卒業生の就職先の確保の見通し等に照らして適正な人数とし、当該生徒定員を厳守すること」(指針別添 1 の 6 - (1)) |
| | 介護福祉士 | あり | 「学則に定める生徒定員は、生徒の確保の見通し及び卒業生の就職先の確保の見通し等に照らして適正な人数とし、当該生徒定員を厳守すること」(指針別添 2 の 6 - (1)) |
| | 社会福祉主事 | あり | 「学生定員は、学生の確保及び卒業生の就職先の確保等の見通しに照らして適切な人数であること」(指導要領別添 1 の 3 - (3)) 「学則に定められた学制の定員を遵守すること」(指導要領別添 1 の 4 - (1)) |
| 生活衛生 | 理容師 | あり | 「学則に定められた生徒の定員を遵守すること」(指導要領別紙 4 - (1)) |
| | 製菓衛生師 | あり | 「教科課程ごとの生徒の定員を厳守すること」(施行通知 2 - (5) - ア) |
| | 食品衛生管理者 食品衛生監視員 | なし | - |

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。

図表 2-② 調査対象養成施設における入所定員の充足状況

| 施設 | 課程 | 平成 22 年度 | | 23 年度 | | 24 年度 | | 25 年度 | | 26 年度 | | 道厚生局の 指導調査実 施年度 |
|----|----|----------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-----------------------|
| | | 定員 | 入所 生徒 数 | 定員 | 入所 生徒 数 | 定員 | 入所 生徒 数 | 定員 | 入所 生徒 数 | 定員 | 入所 生徒 数 | |
| A | a | 30 | 14 | 30 | 21 | 30 | 20 | 30 | 19 | 30 | 10 | 平成 20 |
| | | 46.7 | | 70.0 | | 66.7 | | 63.3 | | 33.3 | | |
| A | b | 30 | 23 | 30 | 22 | 30 | 34 | 30 | 14 | 30 | 12 | 平成 20 |
| | | 76.7 | | 73.3 | | 113.3 | | 46.7 | | 40.0 | | |
| B | c | 50 | 54 | 50 | 55 | 50 | 55 | 50 | 51 | 50 | 52 | 平成 20 |
| | | 108.0 | | 110.0 | | 110.0 | | 102.0 | | 104.0 | | |
| B | d | 50 | 39 | 50 | 39 | 50 | 30 | 50 | 23 | 50 | 29 | 平成 20 |
| | | 78.0 | | 78.0 | | 60.0 | | 46.0 | | 58.0 | | |
| C | e | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 25 | 平成 20 |
| | | 100.0 | | 100.0 | | 100.0 | | 100.0 | | 83.3 | | |
| D | f | 80 | 59 | 80 | 54 | 80 | 49 | 80 | 81 | 120 | 121 | 平成 19 |
| | | 73.8 | | 67.5 | | 61.3 | | 101.3 | | 100.8 | | |
| E | g | 50 | 35 | 50 | 44 | 50 | 51 | 50 | 35 | 50 | 52 | 平成 22 |
| | | 70.0 | | 88.0 | | 102.0 | | 70.0 | | 104.0 | | |
| E | h | 40 | 43 | 40 | 40 | 40 | 43 | 40 | 28 | 40 | 26 | 平成 20 |
| | | 107.5 | | 100.0 | | 107.5 | | 70.0 | | 65.0 | | |
| F | i | 80 | 83 | 80 | 81 | 80 | 56 | 80 | 79 | 80 | 54 | 平成 20 |
| | | 103.8 | | 101.3 | | 70.0 | | 98.8 | | 67.5 | | |
| G | j | 40 | 41 | 40 | 35 | 40 | 26 | 40 | 25 | 40 | 14 | 平成 19 |
| | | 102.5 | | 87.5 | | 65.0 | | 62.5 | | 35.0 | | |
| H | k | 80 | 92 | 80 | 83 | 80 | 74 | 80 | 82 | 80 | 50 | 平成 21 |
| | | 115.0 | | 103.8 | | 92.5 | | 102.5 | | 62.5 | | |
| I | l | 600 | 382 | 600 | 406 | 600 | 302 | 600 | 205 | 400 | 238 | 平成 21 |
| | | 63.7 | | 67.7 | | 50.3 | | 34.2 | | 59.5 | | |
| I | m | - | - | - | - | 100 | 98 | 100 | 101 | 200 | 104 | 未実施 |
| | | - | | - | | 98.0 | | 101.0 | | 52.0 | | |
| J | n | 40 | 3 | 40 | 9 | 40 | 4 | 40 | 3 | 40 | 9 | 平成 20 |
| | | 7.5 | | 22.5 | | 10.0 | | 7.5 | | 22.5 | | |
| J | o | 20 | 5 | 20 | 1 | 20 | 1 | 20 | 2 | 20 | 0 | 平成 20 |
| | | 25.0 | | 5.0 | | 5.0 | | 10.0 | | 0.0 | | |
| K | p | 40 | 48 | 40 | 35 | 40 | 34 | 40 | 28 | 40 | 28 | 平成 20 |
| | | 120.0 | | 87.5 | | 85.0 | | 70.0 | | 70.0 | | |
| K | q | 80 | 99 | 120 | 137 | 120 | 106 | 120 | 139 | 120 | 111 | 平成 20 |
| | | 123.8 | | 114.2 | | 88.3 | | 115.8 | | 92.5 | | |
| K | r | 40 | 24 | 40 | 19 | 40 | 12 | 40 | 13 | - | - | 平成 20 |
| | | 60.0 | | 47.5 | | 30.0 | | 32.5 | | - | | |
| L | s | 165 | 177 | 240 | 272 | 240 | 288 | 240 | 279 | 240 | 277 | 平成 21 |
| | | 107.3 | | 113.3 | | 120.0 | | 116.3 | | 115.4 | | |
| L | t | 50 | 64 | 130 | 152 | 130 | 138 | 130 | 142 | 130 | 149 | 平成 21 |
| | | 128.0 | | 116.9 | | 106.2 | | 109.2 | | 114.6 | | |
| L | u | 40 | 45 | 40 | 51 | 40 | 43 | 40 | 43 | 40 | 43 | 平成 21 |
| | | 112.5 | | 127.5 | | 107.5 | | 107.5 | | 107.5 | | |

- (注) 1 当局の調査結果に基づき作成した。
 2 各年度の定員及び入所生徒数の実績は、J-n が各年度 5 月 1 日現在、J-o が 10 月 1 日現在、H-k が 5 月 1 日現在の実績であり、そのほかは 4 月 1 日現在の実績である。
 3 網掛けは入所生徒数が入所定員を超過しているもの、下線付斜体は入所生徒数が入所定員の 50% を下回っているものである。
 4 表中の課程数の合計は 21 課程であるが、1 課程において 2 資格を併修する養成施設が 1 施設あるため、当局が調査対象とした養成施設の課程数の合計については、22 課程とした。